

第二十八回国会

内閣委員会議録第十四号

昭和三十三年三月十三日(木曜日)

午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 福永 健司君

理事相川 勝六君 理事高橋

理事保科善四郎君 理事前田

理事石橋 政嗣君 理事受田

大坪 保雄君 大村 小金

北嶺 哈吉君 薄田 中川

辻 順三君 中川 俊思君

永山 忠則君 山本 美朝君

眞崎 勝次君 佐吉君

藤谷 久保重光君 飛鳥田 一雄君

岸 信介君 稲村 隆一君

山崎 始男君 力弥君

出席國務大臣

内閣総理大臣 岸 信介君

國務大臣 石井光次郎君

内閣官房副長官 田中 龍夫君

國務大臣 津島 謹一君

法制局長官 林 修三君

法制局次長 高辻 正巳君

調達局長官 上村健太郎君

行政管理政務次官 柳原 享君

行政管理政務次官 門叶 宗雄君

防衛政務次官 小山 長規君

総理府事務官 (長官) 岡部 史郎君

総理府事務官 (長官) 防衛省參事官

委員外の出席者 専門員 安倍 三郎君

三月十二日

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三五号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

防衛省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三二号)

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

国防会議の構成等に関する法律案(内閣提出第四二号)

防衛省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

内閣提出第三三三号)の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)

すけれども、その他の大部分のものは、局をふやし部をふやし、あるいは官房長を置くというような機構拡大のものでございます。總理もすでに御承知の通り、わが党といたしましては、從来の内閣におきましても、党的方針また内閣の方針に沿いまして、行政を整理し、これを合理化するということに努力されてきたことは御承知の通りであります。今日までその努力が積み重なって、だいぶんと実績も上ってきましたと思うのでありますけれども、今回この委員会に提案されました二十数件に及ぶところの設置法の様子を見ておられますと、從来の政府の考へてこれらた、あるいはまたわわれの党として考へてきたところの方向とは反しまして、機構拡大のような方向に向いておるようを感じられるであります。この点につきまして總理は、今回多数の設置法が提案されましたことに対し、どういうふうにお考へになつておられたのかどうか、この点についてお聞きたいと思います。

○福永委員長 これより開会いたしま

案等各省設置法改正案

改革そのことが、単純に機構を縮小することだけが目的ということじゃないことに、やはりその責任の所在を明確に必要な機構としてわれわれとしてはあります。總理もすでに御審査を本委員会に付託された。

○前田(正)委員 ただいま總理大臣の御説明にありました通り、もちろん行政も近代化いたしまして、いろいろとこれまで問題の複雑化することもあると思いますから、その合理的な行政機構といふものは必要であることも考えられます。ただし各設置法なり、各場合に、具体的にこれをこういふうな拡充をした理由はどこにあるか、それに及ぶところの設置法の様子を見ておられますと、從来の政府の考へておられた、あるいはまたわわれの党として考へてきたところの方向とは反しまして、機構拡大のような方向に向いておるようを感じられるのであります。この点につきまして總理は、今回多数の設置法が提案されましたことに対し、どういうふうにお考へになつておられたのかどうか、この点についてお聞きたいと思います。

○岸国務大臣 行政機構の問題に関しましては、できるだけ能率的で、責任が明確にされ、民主的な運営がされることが中心の考え方でなければなりません。總理の御出で、この際政府の方針につきまして根本的にお伺いをいたしたいと思いま

す。

今回われわれの委員会に提出されました各省設置法を見ておりますと、文部省、厚生省、建設省、通産省、自治省等約二十件にわたるものが出でておりますが、その中の二、三のものは、單に審議会を作るとか、調査会を作るというようなものもございません。たゞ問題は、論を待たないであります。ただ問題は、行政

遷もありましょし、また今度の予算理化しようということのお考へのよう

であります。しかしその根本的には、この行政機構といふものはなるべくやはり簡素化していくべきで、そうしてできるだけ整理をしていくべきではないかと思うのであります。その点については、必要なものは作らなければなりませんけれども、根本方針としては、合理的なものに整理していく、こういうお考えだと思いますが、せんけれども、根本方針としては、合の点について一つお聞かせ願いたい。

○岸国務大臣 今お答え申し上げましたように、行政機構の簡素化ということを中心にやはり考えていかなければならぬ。私も長い間役人の経験も持っておりますし、それから政治家として行政機構の問題を取り上げて考えてみますと、よほど縮めてからないと、いたずらに機構が拡大される。先ほど申し上げましたように、必要やむを得ざるものは、これはぜひ認めていただかなければなりませんけれども、それにについては、根本的な考え方からいうと、なるべく拡張しないという原則を強く持っておって、ちょうど實質からいうといいところにいくのじゃなかろうか、こういう意味におきまして、この拡張されることについては、できるだけ消極的な態度を堅持していくべきかようと思つております。

いと思うのであります。それに伴いまして、今度は定員の問題がやはり行政整理の立場から問題になるのですけれども、この前也非常に無理をしまして定員を減らしましたところ、職制でありますとか、あるいは事務の運用というものがありますまい、一律に定員減をした関係を変えないで、同じ官庁で働きながら、はなはだ待遇が違うという氣の毒なことがありましたので、その人たちははとんど定員外職員ということになつてしままして、同じ官庁で働きながら、はとんど定員の中に入れ、さらに行政機構の拡大に伴いまして三千七百人ぐらいい、合計しまして二万三千三百三十六人という方が今度定員として入れられる、こういうことになつて参ったのであります。現在の定員外の職員の方を定員にするということはやむを得ないと思ひますけれども、やはり機構が複雑になりますと定員がふえてくるわけです。さつきお話をありましたように、合理化といしながら、実は三十三年度は三千七百人の人がふえてきているわけであります。こういうようなことは、今後官庁の定員を減していくこうという従来の方針とはやはり違つくるんじゃないかと思うのであります。この定員がふえてくるといふことは、今總理も非常に御心配になつておられる官庁の綱紀爾正の問題とか、そういう問題にも非常にからんでくると思う。そこでなるべくこれは少數精銳主義の立場で官庁の事務というものが行われていくのが最もいいのではないかと思うのであります。この点については、定員を減らすと同時に——単

同じようにまた定員外職員というものができて参りまして、いずれの日にかまた繰り入れなければならぬということになるのですから、少數精銳主義でやつしていくためには、その職制と責任体制というものを明確にされ、それに給与体制もあわせてお考え願つて、この定員の縮小ということに御努力していただくのが一番いいと思いますが、總理はどういうお考えを持つておられるか、お聞きしたいと思います。

○岸國務大臣 今、前田委員のお話の通り、行政機構の問題に関連して定員の問題につきましては、できるだけこれの増加を抑え、また合理化し能率化する上から見ましても、縮小できるものは縮小していくという方針を堅持すべきことは私も全然同感でございます。定員外の者を定員の中へ入れましたことについては、これもすいぶん各方面からの要望もござりますし、また実際の勤務の状況から見てはなはだ権衡を失しておるという点から、これは当然定員に入れいくことが必要である。そして本来いえば定員そのもので、今言つた最初の方針ができるだけ貫いて、定員外というようななとのないような建前にしていくようなことのない建前にするよう努力をいたしたいと思います。

○前田(正)委員 その問題については先ほどもお話ししました通り、これは何としても、職制と責任制にあると私は思つのであります。よく外國の官庁の方は非常に少人員でやつておるとかいりう例もありますけれども、しかし私の知つておる範囲では、日本の国内にお

きまとしていわゆる相当事務の能率化されたところの会社等は、総理も御承知だと思いますけれども、外國に四敵するような少人員、少數精銳主義でもつて仕事をしているわけであります。それは官厅の場合と多少違ふようではありますけれども、一定の資格を受けた人は、それ以上の人には全部責任を持つて仕事ができる、そうしてその方は将来は重役にもなれる、官厅でいえば次官にもなれるというふうな職制と責任制を考えないと——ただ単にいつまでおおても一定の資格を受けておらなければ事務の手伝いをしておる。しかもそういう方が実際の行政の仕事をしておる。官厅の事務官になつた人は、どんな学校を出てこられても一応事務官といふことになれば次官までいける、しかしそのかわり少數の方にして、そして責任制をとつてやつていく、一人が仕事を持つてやつていつてそれに補助をつけていく、そういうような行き方にされないと——われわれもよく官厅の窓口の業務が非常に複雑でなかなか課長とか責任者に見えないで、係長とかその他の諸君に会つて、いろいろと困つておるという話を聞くのであります。そういうふうなやり方をしていきますと、どうしてもこの定員という問題はうまくいかないのでないかと思ふのであります。どうかこれについてます。それはその職制、責任体制、それに伴う給与——この給与の問題なんかも課長にならなければ給与が上らないというふうな制度はおかしいのではないか。つまり責任体制とその仕事の能率に応じてやはり給与が上っていくような形でしないと、職階制というものはその点においては問題があると思うのであります。定

員の問題は総合的に一つよく御研究願わないと結局無理をするとまた定員外職員ができて——定員外職員というのは実際氣の毒でありまして、私は今度定員外職員が定員化されることは非常にけつこうだと思ひますけれども、そういうふうな普通の行政整理をやつていきますると、結局無理ができるくるのではないかと思うのであります。この点について一つ總理からそういう全般的な機構から定員、職制、給与、こういう問題を全般的に考えて政府として取り上げて研究しよう、こういうふうな考えがあるかどうか伺いたいと思います。

て考えなきゃならぬ。要は、この問題は、根本のさつきの方針を具体的に実現していく上から申しますと、そういうものを全部総合的に検討し、それの十分な調整というものが行われてこそないと、結果的に十分な効果を上げることはできないだろう、従いましてこれらの方題につきまして、今お話しのように十分総合的な見地から検討して、行政機構の問題、公務員制度の問題を検討し、最初に申し上げましたように検討して参りたい、こう思う次第であります。

○前田(正)委員 それでは行政整理の中でも科学技術会議というものが出ておりまして、この会議の議員は政党の役員になることはできない。その他問題はその程度にしまして、一つ経理にこの際設置法に関連しましてお聞きしたいと思うのであります。が、実は今回提案になつております設置法の中にも科学技術会議といふものが出ておりまして、この会議の議員は政党の役員になることはできない。その他

ておるのであります。その他各委員会にもたくさんこういう法案が出ております。それから大体昭和二十六年ごろから国会に提案されまして通過しまして法律案の中にも、そういうふうな事項の入つておるものと入っていないもののがばらばらにあるのであります。しかし最近の両党の空気といたしま

解せしめ、国民の批判を求めていく、
国会の姿がこういうふうになつてきたり
今日におきまして、従来作られました
委員会や審議会等において、政党的な役
員がこれに就任することはできないと
いうふうな禁止規定につきましては、
よほど事情も異なつてきておるし、検
討を加える必要がある、すべてのもの

実は鳩山内閣當時、総理は与党的幹事長であったと思うわけでござりますが、この鳩山内閣は、御承知の通り、三大公約の一つにいわゆる行政機構の改革を出しておられます。その結果改革が行われたかどうかということから申しますと、私は多分に龍頭蛇尾で終つたという批判をせざるを得ないし

ないかという感を今回非常に強く受け、かつ与党の議員の皆さん方の御理解も現れておるわけでござりますけれども、そういう事情にありますので、最初にこの点を明確に御説明願ておきたいと思います。

○岸國務大臣 議院内閣制度のもとにおきまして

ては、やはり健全な政党政治をやるためには、こういう条項は削除せらるべきではないかというふうに考えておりますので、政府は一つ統一してこの問題を御研究願つて、全面的に修正するもののは修正していただくと、いろいろお願いをした方がいいのではないかと思います。政党の總裁であられる總理とさわめて、当然われわれの考えておるような健全な政党政治の發展、しかもそれは国民の末端にまで行き渡る政党政治の發展、こういう点から、こういう条項は私は取り去るべきものであると考えるのであります。總理は、統一しておる政府としてそういうことをおやりになれるかどうか、それを一つお聞かせ願いたいと思います。

番根本に考えなければならぬことは、政治と行政との関係であろうと思います。今右橋委員もおあげになりましたように、とにかくこれは民主政治の本体からいへば、内閣制度のもとからいへますと、政治が行政との関係において、今お話をのように、はつきりと行政を把握して、これに対する責任が明確にされるということがまず第一のことであろうと思います。次は、今度は行政組織を構成しておる公務員との間における責任の明確化、この責任がいろいろ紛淆し、不明確であるということとは、一方からいへると事務の能率も阻害をいたしますし、同時にいろいろ綱紀の問題にも関係を持つてゐるわけでありますて、こういふことを明確ならしめることと、さらに公務員が国民の公僕としてその行政を実現、施行していく上におきまして、民主的な運営、しかも能率的な運営ができるような合理的な組織や機構、制度を考えるといふことが、当然根本的に考えられなければならない。今おあげになりましたよう、鳩山内閣のときに私どもこういうふ考案でもつて鳩山内閣の三大公約の一つとして、当時いろいろこれに関する具体的の方策を定めまして、自米国会におきまして継続審議を願つておるものも數多あります。これは暫うまでもなく鳩山内閣が特に取り上げたことでござりますけれども、われわれは議院内閣、政党内閣の本旨から申しまして、私の属している自由民主党の考え方の根本として、これらの問題について取り上げて、公約としてわれわれは議院内閣においても引き続いだ実現をしようと考えておるものでありますて、特に岸内閣におきましてそれを取り上げて、公約としてわれわれ

は申してはおりませんけれども、しか
し続いておるわが党内閣としても、こ
の問題に関しましては、岸内閣におき
ましては同様な考え方をもつて貰いて
参つておるわけでござります。

○石橋(政)委員 行政機構についての
考え方は鳩山内閣以来一貫しているの
だとおっしゃるわけでございますが、
そういたしますと、今度出されでてきま
だという疑問が実は出てくるわけでござ
ります。そういうふた基本的なものを
採用しておるところの基本方針とのつ
ながりは、一体どういうことになるの
か、その辺の問題でござりますと、今度
の各省設置法のような無原則的な機構
の膨張を認めるということの間に、明
確に矛盾があるという感じが強いわけ
であります。この間担当大臣であると
ころの石井副総理にこの点お伺いした
したわけでございますが、石井長官の
答弁によりますと、各省から、たとえ
ば官房長をおきたい、あるいは新しくい
局を設けたいといふようないろいろな
要求が出てきた。この要求を検討して
みたところ、この程度ならばやむを得
ぬだろう、こういうふうな感じを受け
たので、これを認めて、そして提案し
たのだというお答えなのでござります
が、私はこういうことになりますと、
今岸総理がおっしゃったこととちよつ
と食い違う点も出てくるのじやないかと
思う。機構というものをただばらばら
に、各省の要求に応じて小さな視野
で、たとえば文部省に体育局を作ること
とがいいかどうかとか、それだけで検
討されると、それはおそらく必要性の
あることをいろいろ理論づけて持つて
くるでありましょうし、これを拒否す

るということ是非常に困難だと思うのであります。しかし、一つ高い立場に立つて、いわゆる政党内閣のもとににおける行政機構はどうあらねばならぬかといふ、基本的な考え方の上に立つて検討を加えていけば、おのずからそこに違った結論が出てくるのじゃないかと私は思います。その間にどうも明確を欠くものじやないかということを再三申し上げておるのであります。参考までに、総理も十分御承知のことと思いますが、今度の各省設置法で新設されようとしている局、部あるいはボストというようなものについてちょっと申し上げますと、こういうふうに膨大なものになつておる。自治省は官房長を新しく置く。外務省にはアジア局次長を設ける。文部省には官房長を設け、体育局を新設する。建設省には道路局に管理部と建設部を新しく置く。法務省には大臣官房に司法法制調査部を設ける。通産省には通商局に振興部、輕工業局に化学肥料部及びアルコール事業部を新しく設ける。厚生省は公衆衛生局を予防局と環境衛生局に分割する。郵政省は官房長を新しく設け、電話局を新しく設ける。電波監理局に部制をしく。輸入省は海運局次長を設ける。経済企画庁は経済研究局を新設する。農林省は食糧庁に經理部を新設する。まあさへ申し上げてもこんな程度です。官長、局長等のクラスがこれで大体十三人くらいあると思う。もし先ほどどんまりがおっしゃったように、鳩山内閣のと申していのいわゆる行政機構といふものについての考え方方は一貫して採用しているのだとおっしゃるならば、こういう法案が出てきて現にこのよだな無原則的で、いわゆる行政機関といふものにのみの機構の膨張が見られるということの

間には何のつながりもない、そういう印象を非常に強くするわけです。そんな方針はあってなきがごとしです。このところの矛盾について總理はどうお考えになつておるのであるか。少くとも私どもの受け取る印象では、はつきりと内閣が行政機構を抑壓してない姿がここに出てゐるのじやないかと思う。國務大臣にいたしましても、閣議できましたことを各省に持ち帰つて、これをいかにして浸透させ得るかということに全精力を注ぐことよりも、各省の要求を、言いかえれば官僚の要求をいかにして閣議の中に持ち込むかということだけを考えているのではないかという批判が絶えず出でるわけであります。が、こういふことの中にもそういう疑惑が現われてきてきているのじやないか。そういうことでござればなさらのこととしてこの行政機構、換言すれば官僚をが、ちらりと抑えられるようになはれればならぬといふ逆の立場で出てこなければならぬと私は思うのでございますが、この点いかがでありますか。

一切の機構をふやさない、どんな必要があつてこそ、これは石橋委員にも御理解いただけると思う。ただ鳩山内閣はこれまで形式的にこれを縮小することだけば、以来とてきている何というものはございませんが、これを行政管理院にお任せ行政機構の方針だというふうには私は私見があつてもこれはふやさないのだ、と理解いただけると思う。ただ鳩山内閣は設置法の改正あるいは機構の拡充とましても、今申しました根本の方針に従らし、全体の必要性を十分勘案してございますが、これを行政管理院にお任せすることを適切として考えて提案してこられたこと、おきまして、たゞそぞ結果がふやしておるということから、無方針であり、あるいは鳩山内閣がこの方針とは全然矛盾しているのではないかというふうな御批判でございまけれども、私どもは根本は堅持しておれども、しかし今申しましたよな意味において、特に必要なものはござれを考慮していくことが、行政の能率を上げ、責任を明確ならしめ、またそれを浸透せしめる上からいって必要あるという考え方のもとにいたしております。

示しておつたのであります。が、結果はあまり芳ばしくない。しかしその中でも一応何とかやりたいという気持の現われとして、結果的には多少の無理があつたかと思うのでありますけれども、課の整理などということも実際に行われております。当時閣議で決定されました内容をちょっと振り返つてみますと、行政機関の内部機構が著しく膨張し、行政事務の効率的処理を阻害しつつある現状にからみ、各行政機関の課を二割整理する、こういう方針を打ち出しております。この閣議の決定に基いて実は天引き二割整理というようなことも行われておるわけですが、いまが、どうも總理の御意見を伺っておりますと、あんなことが実は無理だったのだというような印象も非常に受けたわけですが、當時鷹山内閣が分析いたしました、行政機関の内部機構が著しく膨張して行政事務の効率的処理を阻害しつつあるといったような分析は正しくなかつたのだ、そういうふうな感じを今お持ちになつておられるわけですか。せっかく三十二年に整理いたしましたその課を、今度再びもとに戻すどころか、さらに昭和二十六年の改革前の姿にまで引き戻す形が現われてこようとしておるわけでござりますが、この点あの当時のやり方が無理だつたのだというような御批判を持っておられるわけでございますか。

ことは、数度の行政整理や過去における機構改革においても批判されることでございます。こういうふうな行政事務全体が膨脹し、そうして能率を阻害しております、かえって国民に迷惑をかけるおるというような事態をなくするためにには、できるだけ簡素な姿がいいということでお、鳩山内閣当時にとにかく非常に形式的ではございましたけれども、課の数を減すという方針を立てたのであります。もちろんこれにつきましては多少の無理もあつたことは、私これを自認せざるを得ないところもあると思います。しかし、どうも行政整理のよき場合、あるいは行政機構改革をやる場合には、あとで手直しをするにしても一応相当形式的な標準でもつてやるということは、これはまあ実際問題としてそういうやり方が従来もとられておりますし、それ以外には方法がなかなかつかないというのが実情であります。しかしそれが行き過ぎで、あつたり、あるいはそれがかえって行政事務の能率を妨げ、責任を不明確ならしめたというような場合にはおきましては私はやはり先ほど申し上げておる、私はやはり先ほど申し上げておる、よう、こういう必要やむを得ないもの以外は行政機構を拡大したり、あるいはそういう課やその他の部局といふようなものをふやすということは、これは押さるべきものであり、できるだけ縮小しようとしておった鳩山内閣以来の方針というものは私は正しいと思ふ。またそれは守らなければいかぬ。従つて今回出しておりますいろいろな部局の拡張やその他のものにつきま

では、先ほど私が申し上げましたように、行政の実情また政策の実現の上から見て、必要やむを得ないと私どもが見たものを出しておるわけでありますけれども、これについてはいろいろ内容的に御批判もあるうと思いますし、御審議の過程においてその必要が果してあるかないかということは、十分に御審議を願いたいと思いますけれども、そのため方に方針そのもの、考え方ものが根本的に誤まりであつたから、今度は違うものを考えるのだというような見地には、私ども立っておらないということを申し上げておきます。

陣営の攻勢があつてむづかしいのに、これをさらにこちらからふやしていくというような形がとられることははどうも納得がいかないわけです。弱小内閣といえども、せめて膨張をしないように、現状を維持していくという点くらいの努力は当然払われてしかるべきではないか、私どもはこのように考えるわけです。(「弱小内閣とは何だ」と呼ぶ者あり) 今こちらで文句が出ておるようですが、岸内閣必ずしも行政支配能力が高いとは見ておりません。しかし岸内閣といえども減らすことはむずかしくとも、ふやすことを防ぐくらいの力は持つておるだらうと思つて言つておるわけです。とにかく非常に困難な機構の問題に関しては、極力膨張を防ぐという程度の最小限度のことくらいうは、やつてしまかるべきではないかとおもいます。総理は委員会に身をまかしたような御答弁をなさいましたから、この点については意見にとどめさせておきます。

うに、政党内閣の行政支配力を機構的に強めるという意味でどの程度の実効があがつておると総理は御判断になりますか、この点お伺いいたしたいと思います。

○岸国務大臣 内閣に総務長官の制度を置いたことは、従来の官房長官一人でやつておりましたことが分かれまして、私はこれは非常に効果をあげておると思います。政治と行政との上におきまして、いわゆるトップ・マネージメントとしての内閣の事務的な、行政的な統括力を加えてきておることは、これはきわめて、私ども短い期間でありますけれども、十分に感じております。また各省のうち特に行政事務の多い省に複数制の政務次官の制度を採用いたしまして、私はこれまたこれらの省におけるところの行政と政治との関係におきまして、トップ・マネージメントの強化になつておる、かようになります。

○石橋(政)委員 総理は実効があがつておるとおっしゃいますけれども、正直に見ましたところ、私はさして実効はあがつてないのではないかと言いたいわけです。来年度予算案の編成に際しまして行われましたああいった醜態から見ましても、この程度のことではなかなか実効はあがらないのでないかという感じを非常に強く持つておるわけですが、この点も時間がございませんから質問を次に移します。

この行政機構についての明確な方針が岸内閣にないために、こういう失態を生じたのではないかといふふうに、私は実例をあげて一つお伺いしてみたと思うのですが、実は先日行政管理庁長官に内政省設置法案について矛盾

点を私は申し上げたわけです。内政省設置法案の内容と今回新しく出されたとの間にまことにもって矛盾がわまるものを持つておったわけですが、この点はその後撤回を国会に申し入れてきましたが、撤回されずておるようでござりますので、本日私は問題にいたしません。しかし撤回につきましても、そうした矛盾した法案を国会に出しておきながら、撤回すればいいのだと言わんばかりの態度は私は納得がいかない。やはり一応政府としてはこの点国会、特に長い間審議されてきた本委員会に一言説明あつてかかるべきであると私は考えたのです。それが第一点。

それからもう一つは、内政省設置法案だけではないということです。結局ほかの一連の継続審査の法案につきましても、同じような矛盾を私は指摘したいわけです。その前にそれでお尋ねしておきたいのですが、行政機構改革の一連の法案として、今継続審査になつておるもののが若干ございます。内政省設置法案は一応撤回されましたが、そのほかに公正取引委員会を現在の総理府から經濟企画庁に移管するという國家人事委員会、人事局といふものを作るという國家公務員法の一部を改正する法律案、それから調達庁を防衛庁に移管するという防衛庁設置法の一部を改正する法律案、それから主計局を次長を一名増員するといふ大蔵省設置法の一部を改正する法律案、こういいうものが提出されておるわけでござりますが、一体これはこのまま国会の審議を終つて通過成立させてもらおうという

ような意図を持つておられるとすれば、これがもし持つておられるとするれば、こんなでたらめなことはないと思いません。第一、内容を申し上げましよう。
一番典型的なことは経済企画庁設置法の一部を改正する法律案です。この法律案は今国会にも実は出しております。そうしますと、今国会に出されておりました法律案と継続審査になつております法律案とを照合してみたら全くでたらめきわまる、それこそ継続審査の法案の内容はほとんど半分はもうないと言つていい実態なんです。ないものなどをどういうふうに改正したらいいんだと言いたいんです。もう少し具体的に申し上げましようか。たとえば継続審査になつております分の経済企画庁設置法の一部を改正する法律案ですが、それに第四条第十一号中こうこういうものはこうこうしうふうに改めるというのがあるのですが、内政省関係法案を撤回することによつて、自然に消滅してしまつておる。これは実体がない。改正しようにも改正できません。次の第五条についてもそうです。
「第五条中「四部」を「四局」に、「調整部、計画部、開発部、調査部」を「調整局、総合計画局、総合開発局、調査局」に改める。」とあります。これはもうすでに二十六国会において国家行政組織法の改正案が通つて、その際にもう当局になつておりますから、こういう実体は何もありません。例をあげれば、ういうことで、ほとんど全文が何のことかさっぱりわからぬという法案です。もし論理がこの法案も今国会においても継続して審議を願つて成立を期するんだなんという気持をほんとに持つておられるならば、当然国会開会

の冒頭にこれを一応撤回して新しく出してくるか、そのほかの適当な措置を講すべきであつてこれをほほんとそのまま国会に付託しておいて成立をお願いしますなどということは、これは言語道断だと私は考へるわけです。が、この点もあわせて御説明を願いたいと思います。

た各省設置法の一部改正法案と繼續審査になつております法案との間に矛盾がある点は、私どもの方でかんへんすると言えど、若干時日がおくれて済まないという一言の説明あれば修正するということで済むかもしません。しかし現に先国会においてもう改正されてしまつておる実体のないものを、今までのままにしておいて、これをどうしようというのですか。こういう不手ぎわは私は、ほんとうに内閣に公取の移管ということを主目標にしてこの法律案を通してもらいたいという熱意があつたならば、もう当初から手を加えて、きちんとしたものにして出されてこななくちゃならぬはずなんです。それを議員が気がつかなければ幸いと言わねばかりの態度ですよ、これは。そういう政治的な態度、責任を私は追及しているんです。こういうことでいいのですかというわけです。

この経済企画庁の設置法の改正の継続審議を願つております点は、やはり一番主眼が公取委員会の所管をかえると いうところにあるのでありますから、それを中心に御審議を願つて、御審議の過程において不必要なものについての修正はいたしていただきたいということが、私どもは適当である、こう考えておつたわけであります。

○石橋(政)委員 これは非常に多岐にわたっているわけなんです。それこそ総理がおっしゃるよう修正するということになりますと、幾つの法案を修正したらいいかわからぬくらいたくさんあるのです。一例をあげますと、今申し上げておりまする経済企画庁設置法の改正案、これは継続審査の分と今度出されてきた分とあるわけです が、このほかに国家公務員法の一部を改正する法律案あるいは防衛庁設置法の一部を改正する法律案、これらは定員法にも関係が参つておりますし、給与法にも関係がある。非常にあちらこちらの法律案を全部修正しなくちゃならぬというようなことになるのですが、こんなことは当然法案提出の責任を持つ内閣の方できちんとして国会に出すべきじゃありませんか。そういうことまで国会でやれと、こうおっしゃるわけですか。

○岸国務大臣 新たに提案する場合におきましては、内閣が責任を持つてそういう関係法令との調整をして出すのが私は当然であると思う。ただ、継続審査中に屬するところのものについてのそういう点については、今お話をうに、それを取り下げて撤回して出し直すというやり方もありましょうが、同時に、そういうものは継続審議の過

程におきまして適当な修正、調整を加えるということも適當だ、こう考えて実は私どもは継続審議をさらに続けていただきたいということをお願いしておるわけです。

○石橋(政)委員 その点は、それではまたあとで与党の委員ともいろいろ話し合うことにいたしますが、最初申し上げたように、内政省設置法、これを審議をして参りました本委員会に一言もあいさつもなしに、と申しますか、一方的に撤回すればいいんじやないか、というような態度で臨まれることについては、いかがお考えですか。

○岸国務大臣 繼続御審議を願つておる事柄でありますから、一方的に撤回すればいいじゃないかというふうな考え方を私どもいたしておるわけじやございませんで、先ほど申しましたような理由で、この際は今御審議を願つておる案を統一して御審議を願うことは適当でないという見地から、これの撤回をいたしたわけであります。あるいは手続上等において手落ちがございましたら、これはおわびをいたしますけれども、趣旨はそういう考え方でござります。

○石橋(政)委員 時間がありませんから次に移ります。どこに重点があるのかわからぬ、いよな機構いじりはこの際は一切やめて、もつと重点的な機構改革と申しますが、そういうものを考えたらどうだということで御質問いたしたいと思うのですが、それは実は厚生省を発展的に解消して、社会保障省というようなものを作る、こういう構想をどう思うかということなんですね。最近岸内閣も、本気であろうとは思いますが、國民皆保険とか、あるいは

国民年金制度とかいうものの創設にいたるが、いふ関心を払つてきておられるようですが、たとえば国民皆保険については、厚生省で国民健康保険法の全面的改正案を検討して、これが閣議で大体了解を得られそうだとどうだとかいうような記事もございまして、あるいは国民年金制度の創設につきましては、大内会長らと総理が会つた際に、総理としては三十四年度から発足させたい熱意があるだけ調整すべきだと思う。審議会の意見には「同感である」というようなことを述べられたという報道も、実は持っている。すべての年金制度は将来統合する必要があり、行政機構もできるだけ調整すべきだと思う。

について私は絶対にそれに反対といううございませんが、行政機構の問題につきましては、「十分に各省の関係を考えてやるべきである」と思っています。厚生省にも関係がありましようし、あるいは労働省等にも関係がありましようし、十分それらのものを検討した上で一つ結論を出したい。社会保障制度で大いに重点を置いて、強力にやるといふ意味において、そういう意味の行政機構を十分考えろということにつきましては、私はその趣旨には賛成でございますが、今直ちにそれがために社会保障省というものを作るという結論には、「まだ十分検討を加えていかなければならぬ点がある」と思います。

設けられたのであるか、この点をどうぞお伺いしたい。どうしてもそういうことでき定を設ける必要があるということを定めなつております。継続審査の議案の中にも、実はあるわけですが、國務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律、こういうものも現に出されますけれども、やはりそういう角度から必要が出てくるということであつて、私は、この小さな場面一つ見た場合にも、そういう必要があるとするならば、やはりもう少し大局的な立場に立つて、國務大臣全部にこういう制限を加えようということを、ここでもう少し検討について總理は、何らかの立法措置を講じる必要があるというようなお考えを述べました。現在お持ちになりませんか。その点に関連して一つお尋ねいたしてみたいと思います。

ような地位を持つておりました。そういう人々につきましては、国家公務員法の規定の適用のない、特に特別職であります。特別職につきましては、今總理の仰せられましたような官吏服務紀律がなお働いておる、これは当然だと思います。しかし新しくできます特別職、しかもいわゆる官吏的な地位とされない審議会の委員等につきましては、この一二一號といふものは当然に適用されないわけでありまして、従いまして、そういう新しい特別職の部面につきましては、これは新しい規定が必要であるということは、これは申すまでもないことであります。そういう規定を入れておるわけでございまして、特別職全体を通じて規定を整備する必要があるということは、これは申すまでもない、かのように考えておるものじゃないか、かように考えておるわけでございます。

○石橋(政)委員 この点もかねて懸案

私どもも從来から考えておるわけでございまして、これは国家公務員法全体の立て方を改正する際に一緒にすべきものじゃないか、かように考えておるわけでございます。

○石橋(政)委員 この点もかねて懸案になつておることございますから、いつまでも国家機構あるいは公務員の制度といふようなものを一戦前戦後を境にして大幅に改革されて、現在そういうものにこだわることなく、新しい立場に立つて一つ検討を加えていただきたいと思います。

最後に、これはちょっと本筋からは離れるかもしませんが、御承知の通り、本内閣委員会には非常にたくさんの方案が付託されております。ところが、きょうは非常に出席がいいのでありますけれども、与党の委員は非常に出席が悪い。そうしておりながら、こういうことをおつしやる議員がおりま

す。近く解散もあることだから、一つ早く審議を進めて成立させてくれぬか、こうしたことをおつしやる方がおられるわけです。虫のいい話でございます。私はそういう方に、何も解散のことをわれわれが頭に置く必要はない。国会の会期は、五月十七日まであるんだから、この日程というものを十分に解散によって法案が成立しなかつた責任は何も本委員会で負うべきものなうて、それは岸總理が負うべきものだ、こういうふうに答えてきておるのですが、こういう考え方でやつていいくか、最後に一つお答えを願います。

○岸國務大臣 もちろん会期がございまして、御審議を十分に願うべきことは当然でござります。委員会の運営につきましては、委員長、理事の諸君におきましては、十分お話し合ひの上、政府と

しては、これほどの政府におきましても解散があるなしということじゃなければございません。

○中川委員 それならば、あまりくどいことは申しません。ことに先ほど米

總理の御答弁を承つておりますと、行政機構の問題については十分熱意を

お持ちでいらっしゃる。それで閣議でもなにいたしました。

○岸國務大臣 これはお詫がありません。それで閣議でもなにいたしました。

○中川委員 それならば、あまりくどいことは申しません。ことに先ほど米

總理の御答弁にもございましたが、この行政機構の改革ということは、なが

ま野放図にどんどんぶとらせていくつ

いといふことでございません。しかし

かしそういう問題について、国会は、

与党も野党も私は熱意を欠いておるの

ではないかといふような気持がするの

でござります。これは總理としてのお

考えというよりも、總理としてお考え

願うこともけつこうでございますが、

むしろ一政党である岸總理としてこ

れらの点についていかなるお考えを

持つておられるか承わりたいと思うの

であります。

○岸國務大臣 行政監察特別委員会が

ることは申し上げるまでもございません。そこで、いつの国会でございま

す。私は當時たしか自由党

が、行政監察特別委員会というのが上

程されまして、私は當時たしか自由党

であったと思いますが、これを代表し

て行政監察特別委員会を国会内に設置

すべしという賛成討論をしたことがござ

ります。ところが、その委員会は横

たばかりをあき過ぎるような委員会になりました。肝心な

問題に対する各省設置法の問題はきわ

めて重大でござりますから、十分に閣

議等において御相談を願つて再検討を

していただくようお願いをしてお

りますが、そういう問題が閣

議で取り上げられましたでしょうか、

あるいは御多忙でまだそういう話はつ

いてないでございましょうか、まず

その点を總理から承わりたいと思いま

す。

○岸國務大臣 これはお詫がありません。それで閣議でもなにいたしました。

○中川委員 それならば、あまりくど

いことは申しません。ことに先ほど米

總理の御答弁にもございましたが、こ

の行政機構の改革ということは、なが

ま野放図にどんどんぶとらせていくつ

いといふことでございません。しかし

かしそういう問題について、国会は、

与党も野党も私は熱意を欠いておるの

ではないかといふような気持がするの

でござります。これは總理としてのお

考えというよりも、總理としてお考え

願うこともけつこうでございますが、

むしろ一政党である岸總理としてこ

れらの点についていかなるお考えを

持つておられるか承わりたいと思うの

であります。

○中川委員 御趣旨はよくわかりました。それがゆえにこそ私どもはこの内

閣委員会におきました。今回政府が御

提出になりました各省設置法について

は非常な関心を持っておるわけでござ

ります。前二人の各委員からお述べになつたのでござりますが、本年

の各省設置法の要求を見ますと、總理

もすでに御案内のことだと思いまする

が、防衛廳を含めまして今年三十三年

度だけで三万六千九百七十六名という

役人が新たに生じてくるわけでござります。しかもこの経費を見ますと、驚くなれ人件費だけでも国家公務員と地方公務員を合せまして八千六百億でございます。さらに物件費はこれをはるかに凌駕いたしまして九千二百九十六億円という莫大な物件費を伴うわけでございます。これは御案内の通りみな国民の血税でございます。そこで先ほどお話をありました通り、必要な機構は拡大しなきやなりませんけれどもが、ともかくこういうふうにどんどん行政機構が複雑になって参りますと、迷惑をこうむるのはみな国民でございます。一つの許認可を得るにいたしましても、三十も五十も判決を押さなければこれがなかなか認められない、しかも半年も一年もかかるて、どうして当初計画したときの情勢とは経済情勢も社会情勢も半年なり一年後には変わってきて、もう許可されたときにはせつかく許可されても何もならないというような事態が今日までしばしばある。これはわが国の行政機構がいかにも複雑多岐にわたつておるからこういう結果を招来するのだと私は思うのであります。そこで先ほど米各委員からお話をございましたように、行政機構はきわめて簡素化するという方向に向わなきやならぬのであります。今回の設置法の御提出を見ますと、今までの部課で廃止されたといふことのものではあまり見当らない。つまり大きくなつたものばかりでございますが、これについて総理は具体的なことをいふものは廢止すべきであるとか、あ

るいはこういふものは将来考えなきやります。しかしながら何か御腹腹がござります。さらには物件費はこれをして九千二百九十六億円といふ莫大な物件費を伴うわけでもござります。これは御案内の通りみな国民の血税でございます。そこで先ほどお話をありました通り、必要な機構は拡大しなきやなりませんけれどもが、ともかくこういうふうにどんどん行政機構が複雑になって参りますと、迷惑をこうむるのはみな国民でございます。一つの許認可を得るにいたしましても、三十も五十も判決を押さなければこれがなかなか認められない、しかも半年も一年もかかるて、どうして当初計画したときの情勢とは経済情勢も社会情勢も半年なり一年後には変わってきて、もう許可されたときにはせつかく許可されても何もならないというような事態が今日までしばしばある。これはわが国の行政機構がいかにも複雑多岐にわたつておるからこういう結果を招来するのだと私は思うのであります。そこで先ほど米各委員からお話をございましたように、行政機構はきわめて簡素化するといふ方向に向わなきやならぬのであります。今回の設置法の御提出を見ますと、今までの部課で廃止されたといふことのものではあまり見当らない。つまり大きくなつたものばかりでございますが、これについて総理は具体的なことをいふものは廢止すべきであるとか、あ

るいはこういふものは将来考えなきやります。しかしながら何か御腹腹がござります。さらには物件費はこれをして九千二百九十六億円といふ莫大な物件費を伴うわけでもござります。これは御案内の通りみな国民の血税でございます。そこで先ほどお話をありました通り、必要な機構は拡大しなきやなりませんけれどもが、ともかくこういうふうにどんどん行政機構が複雑になって参りますと、迷惑をこうむるのはみな国民でございます。一つの許認可を得るにいたしましても、三十も五十も判決を押さなければこれがなかなか認められない、しかも半年も一年もかかるて、どうして当初計画したときの情勢とは経済情勢も社会情勢も半年なり一年後には変わってきて、もう許可されたときにはせつかく許可されても何もならないというような事態が今日までしばしばある。これはわが国の行政機構がいかにも複雑多岐にわたつておるからこういう結果を招来するのだと私は思うのであります。そこで先ほど米各委員からお話をございましたように、行政機構はきわめて簡素化するといふ方向に向わなきやならぬのであります。今回の設置法の御提出を見ますと、今までの部課で廃止されたといふことのものではあまり見当らない。つまり大きくなつたものばかりでございますが、これについて総理は具体的なことをいふものは廢止すべきであるとか、あ

るいはこういふものは将来考えなきやります。しかしながら何か御腹腹がござります。さらには物件費はこれをして九千二百九十六億円といふ莫大な物件費を伴うわけでもござります。これは御案内の通りみな国民の血税でございます。そこで先ほどお話をありました通り、必要な機構は拡大しなきやなりませんけれどもが、ともかくこういうふうにどんどん行政機構が複雑になって参りますと、迷惑をこうむるのはみな国民でございます。一つの許認可を得るにいたしましても、三十も五十も判決を押さなければこれがなかなか認められない、しかも半年も一年もかかるて、どうして当初計画したときの情勢とは経済情勢も社会情勢も半年なり一年後には変わってきて、もう許可されたときにはせつかく許可されても何もならないというような事態が今日までしばしばある。これはわが国の行政機構がいかにも複雑多岐にわたつておるからこういう結果を招来するのだと私は思うのであります。そこで先ほど米各委員からお話をございましたように、行政機構はきわめて簡素化するといふ方向に向わなきやならぬのであります。今回の設置法の御提出を見ますと、今までの部課で廃止されたといふことのものではあまり見当らない。つまり大きくなつたものばかりでございますが、これについて総理は具体的なことをいふものは廢止すべきであるとか、あ

るいはこういふものは将来考えなきやります。しかしながら何か御腹腹がござります。さらには物件費はこれをして九千二百九十六億円といふ莫大な物件費を伴うわけでもござります。これは御案内の通りみな国民の血税でございます。そこで先ほどお話をありました通り、必要な機構は拡大しなきやなりませんけれどもが、ともかくこういうふうにどんどん行政機構が複雑になって参りますと、迷惑をこうむるのはみな国民でございます。一つの許認可を得るにいたしましても、三十も五十も判決を押さなければこれがなかなか認められない、しかも半年も一年もかかるて、どうして当初計画したときの情勢とは経済情勢も社会情勢も半年なり一年後には変わってきて、もう許可されたときにはせつかく許可されても何もならないというような事態が今日までしばしばある。これはわが国の行政機構がいかにも複雑多岐にわたつておるからこういう結果を招来するのだと私は思うのであります。そこで先ほど米各委員からお話をございましたように、行政機構はきわめて簡素化するといふ方向に向わなきやならぬのであります。今回の設置法の御提出を見ますと、今までの部課で廃止されたといふことのものではあまり見当らない。つまり大きくなつたものばかりでございますが、これについて総理は具体的なことをいふものは廢止すべきであるとか、あ

いっておるがこれはほんでもない。こんな強力な内閣はないと思っておる。おせじじゃございません。それは岸さん個人を知らない者が勝手なことを言つておる。両岸なんということを言っておりますけれども、岸さんくらい腹の中にしつかりしたものをお持ちの総理大臣は今日までなかつたと思う。これはおせじじゃない。私はそう信じておる。だから岸さんが総理におなりになつておる間にこの問題を処理していただかないと、これはなかなか、私が先ほど申し上げます通り、民間から突然総理大臣になつたといつても、内部の官僚機構がわからないのですから、やり得ない。いろいろ内治、外交とも重要問題はたくさんござります。もちろんこれらも国家として処理しないわけには參りませんが、そういうものこそ、大局的に総理は目を通しておられて、そして主管大臣に御命令になればいいのであって、この行政機構の問題はすべて国の進展の基本をなすものでございますから、これを思い切つておやりになる御意思があるかどうか、この点を伺いたいと思います。

まるよう大いにやれという御激励の御意見に対しましては、私も全然同感であります。過去の例を見ますと、先ほどお話をありましたように、実際龍頭蛇尾に終る、非常にむづかしい仕事でございます。一面から申しますと、私が官僚出身で、官僚の機構がわかつてやられといふ、これはごもつともな御意見でございますが、ある意味からいふと、わかっていることがかえつてやりにくいという面もあるので、これは従来の例を見ますと、役人が行政整理をやつた場合において徹底していくまい、むしろ行政組織やなんかを知らぬい他の人が出て、従つて相当乱暴などころがあるかもしないが、やらなければやれないという点もあるのですあります。これは実情を申し上げただけであります、しかし私は、私が過去において官僚出身であつてこれを知つているからどうだ、知らないからどうだ、ということでなしに、総理大臣として、いやしくも政治行政の全般にわたくつて、全責任を持つて國運の進展をはかるという立場にあります以上は、今中川委員のお話になりましたように、私はぜひともこの中央地方を通じてのこの問題に因しましては、眞剣に熱意を持って取り組んで、できるだけ簡素化し、できるだけ合理化するため進めたいということは、かねての私の素志でございますので、十分一つ努力をいたしたいと思います。

持つておりますことは、これが果して完全に充足されておるかどうかということであります。たとえば八千億という人件費、三百万人という公務員が予算の上では計上されておるのでございまが、これが果して三百万人まるまる稼働しておるかどうか、こういうことをございます。私の今日まで調査したところによりますと、まず九七%から九八%くらいしか動いていない。そうしてあと二、三%の人件費、物件費といふものはやみからやみに流れでる事例が非常に多いのであります。こういうことはやはり官界に長く職を奉じておられた方でないとなかなかわからない。これは最近な例でございまが、どの役所を見ましても期末が近づくと、一月ごろから宴会費、出張費が非常に膨大に支出されます。これはその年度にそのきめられた人件費、物費を使っておかないと次の予算がとれませんから、年度末になりますと役人はいろいろな理由を設けて出張をする、またいろいろな宴会が行われる。ここに非常にむだな経費が乱費されている事例を私は知つておるのであります。従つて三百万という公務員の数が予算面には計上され、それに要するところの費用は八千億というものが計上されておりますが、これが充足されていない。こういう点はよほど一つ考えて、国民は血の出るような汗と油の税金を奉納しておるのでありますから、一錢もむだのないようにすることが私どもの責務でありますから、これらのは点は十分に一つお考えを願いたいと思うのであります。日本の官僚組織が非常に強靭でありまして、余人を近づけないところの宫廷政治であることは、

岸さんは十分御存じだろうと思うのですが、ただいま申し上げましたような点から、彼らの中には国費を平気で乱費するばかりでなく、法の運用さえ自分らに都合のいいように解釈することがござります。またやもすれば憲法さえ無視して国会を軽視する事例がしばしばある。これはついいま新しい問題でござりまするが、先日もこの席で統一して後刻返事をするということをございましたが、いまだに返事がない。何が憲法違反だということをございますので、これはいずれ恩給の問題が審議されます際に答弁があると思いますが、そのままのところに譲りまするが、そういうふうに憲法さえ勝手に解釈するというような事例が非常に多いのです。私はかって本院に行政監察特別委員会設置の際の賛成討論のときにも言つたのでござります。藩閥の時代にはそのすねをかじり、政黨が盛んになればその中に食い込み、軍閥の時代にはその爪牙となり、さらにな戦後は巧みに駐留軍首脳に食い入つて売国的行為さえ行われておつた事例があつたと私は思うのです。これは私はかつて本会議におきましていろいろな事例をあげてついたのでござりまするが、そういうことがあつた。官僚機構の簡素化と一口に申しますけれども、余人を近づけない宮廷政治でござりますから、なかなか容易でございません。そういう意味で私は先ほど米総理に御決断を願つておるのであります。総理は、よく知つておるからかえつてやれないというようなことを言

われておりますけれども、これは知つておつても知らなくても、なかなか簡単には参りません。ローマは一目にして成らないのですから、日本のこの官僚機構の民主化ということはなかなか早急には参りませんが、さりとて国民の信託にこたえなければならぬところの国会として携手傍観するわけには参らないのです。どうか先ほど来要望いたしておりますような点について、今回の設置法の改正につきましては再検討をしていただき、私どもも再検討をいたしまして、そうして国民の納得のいくような方向に持つていただきたいと思ひますから、総理の決意を促す次第であります。

取れというふうに割り当てているのであります。こういうことは総理は初耳かもしれないが、公務員は月給が安いとか文句は言つておりますけれども、仕事を放擲して選舉運動に没頭いたします。これに協力しない者はみんな首にしております。その事例をあげるとおっしゃれば私はあげるし、人の名前も知つておる。そういうことは自分は役人の立場として、高知出張所長として、あるいは専売局の出張所長としてできませんと言つて断わつたところが、彼は直ちに首になつております。そういう事例がある。昨日の朝日新聞の夕刊にも出ておりましたのが、『公務員の選舉運動に新判例』というトップ記事でござります。これもやはりその一例でございます。しかしながら最高裁判所はこれを有罪と認めて判決を下したので、私はまことに日本の最高裁判所は健在なりというので意を強うしたのであります。とにかくこういう問題はしばしばある。ことに先ほど申し上げます通り、今年は選舉の年でござりますから、総理は官紀振肅という意味からも、この点については十分に配慮の上各主管大臣を通じて出先に対してもういうようなことは絶対にすべきでない、もししたら国家公務員法あるいは地方公務員法、人事院規則等に照らして厳重に処分するという通達を出される意思ありやしないや、お伺いいたしておきたいと思うのでござります。

ましても、今中川委員の御指摘になつたようなことが行われるということは、これは国家公務員あるいは地方公務員もそういうことの適当でないことは言うを待たないことがあります。十分関係各省の各大臣に私はその御趣旨を通じまして、それの弊害のないように処置をいたしたいと思います。

○中川委員 総理の力強いお言葉を拝聴いたしまして私ども意を強うしたのであります。憲法第五十五条にも「すべての公務員は、全体の奉仕者であつて一部の奉仕者ではない。」という規定がございまして、一部の奉仕者でないことはこれは申し上げるまでもないのでありますから、どうか日本の官紀振肅という点から申し上げましても、ただいま総理のお言葉のような厳重なる御処置を願いたいと思うのでございます。

それから最後にもう一点だけ私は承わっておきたいと思う。これは設置法の改正とは関係がないというふうに解釈される向きもあるかと思いますが、必ずしもそうではありませんので伺いをいたすのでありますが、恩給の問題でございます。衆議院議員をしておりまして国家公務員となり、すなわち役人につきますと、自然に恩給が停止されることは総理も御承知の通り、総理もおそらく恩給は現在停止されておると思う。ところがここに私どもが不思議にたえないことは、私どもの同僚である衆議院議員は国家公務員ではないと思う。これは選挙によつて出たのであるから公務員でないということの議論もございます。しかし憲法の第

四十九条を見ますと、「両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。」ということございまして、國からいわゆる俸給をとつておることは間違いないのです。従つて公務員が議員になつた場合に、恩給が停止されるということは、國から二重の報酬を受けることのできないといふ意味も私はあると思う。それが大きいのじやないかと思う。従つて総理を初め役人になられた方々はすべて恩給が停止される。ところがただいま申し上げます通り、議員は一企業一公社から俸給をもらつておるわけではございません。國庫から俸給をもらつておる、しかもその上にさらに恩給をもらうと、いうことになりますと、國庫から二重の報酬を受けるということになるのじやないかと思う。そこで私どもの職責は、申し上げるまでもなく国民生活の安定をはかるということでございまして、先般来問題になつておりますように、恩給の問題につきましても、自分のたよりとする主人を戦場で失つたり、あるいはかわいい息子を失つたりした者の、それもほとんど下の方の人だけの公務扶助料——普通恩給ではございません公務扶助料を、少しでも上げてやつていただきたいと私どもが主張いたしましたのに対して、政府も御賛成をいただき上げていただいたのであります。それが今日、月二千九百円を三千九百円に千円上げてもらつただけでございます。未亡人で子供を二人も三人もかかえておる者が、三千九百円ではどんな片いなかでもやつてしまないと私は思う。それでも昔んでおられます。岸総理大臣が最後にああいう

決断を下して下さった。内容について
は異議がございますが、そういうことは
別として、そういう気持で裁定をして下さったということに対しまして
は喜んでおる。月に三千九百円しかも
られない。私どもの歳費は決して多い
とは申しませんが、とにかく相当の歳
費をもらっておるわけであります。こ
の上にさらに恩給までとるということ
が果して法の上において許されるかど
うか。あるいは法の上において許され
るとしても、国民生活の安定を期さな
ければならない私どもの良心に聞いた
場合に、これが妥当であるかどうか。
この点について私は總理の御所見を承
わっておきたいと思うのであります。

象としておるような勤務内容に關係のない職についておる者については、因縁法の適用とは別個のものとして、これが支給されるというのが今の法律の建前でござります。その人がさらに公務員なりに恩給が支給されると同様な職務について報酬を受ける場合と違つた議員みたいに恩給法の適用を全く受けない勤務に従事しておるところの者が給与を受けることは、たゞい國からであつても、それは今の中建前からいうと差しつかえない。たださつき中しましめた高額所得についての認定なり制限というものは、すべての収入を通じて考えられるということに取り扱つております。従つて法律上からいつても、私はそう區別することある程度の理由はあると思う。しかし今度は、そういう法律を離れて、社会観念の上から、一般の常識なり広い意味から、そういうことが果して妥当であるかどうか、あるいは公正であるかということになりますと、これはまたことの意味から十分検討してみなければならぬ。今日のところは、いずれにしても議員諸君に対する國家の待遇とし、うものについても、社会一般のいろいろな経済関係や議員の活動等から見て、これが果して妥当であるかどうかという問題も今すいぶんと論ぜられてゐるような際でありますから、今の法律をすぐ変えることが適當であるかどうかについては、議員であろうが誰でもあるうが簡単に言えないとなかなか簡単には言えないし、ということが一般的の社会通念から見て認められるけれども、今の議員の場合

に、ただ国家から受けけるからという理由だけでそれを制限することが妥当であるかどうかということについては、もう少し議員の待遇の問題ともあわせて考えて決定すべきものではないかとうふうに思ひます。

○中川委員 大体總理の内意はわかつたのでありますが、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の第六条にも、「各議院の議長、副議長及び議員は、他の議院の議員となつたとき、その他如何なる場合でも、歳費を重複して受けることかできない。」という規定がござります。さらに第七条では、

員の職務を受けるが、公務員の給料を受けない。」（） どういう規定もある。今總理がお話をなりましたように、長い間官吏をしていて、そうして民間の会社に行って非常に高額な所得をもらつてゐる者もあります。しかし、そういう民間の会社とかなんとかということは別として、まずそういう点については、国民生活の安定を期さなければならないという仕事に日常携わっております議員としては、率先垂範して――この問題は法律的にこうだからこうだと今總理がおっしゃるように、法律的にはむしろ疑義があるということは私も知っております。しかし、そういう問題は抜きにして、率先垂範をしなければならないという私どもの責任上から考えましても、これは国会議員として遠慮すべきものではないかというふうに実は考えておるのであります。この点につきましては幾ら私の意見を申し述べましても、法律的には実は私も多少の疑義を持っておるのでありますから、結論はどうてい望めないと想い

ますが、そういうことに細心の注意を払つてこそ國民は政治に協力するよろこびになつてくるのぢやないかと思ひます。國會議員が、ただ法律があいまいである、あるいは法に従つてとれるものだけはとるべしというような態度を——そういう態度はないといったとしても、事實がどうでありますならば、國民はやり政治に協力しないといふようなことにもなるのではないかと思ひますから、これらの点につきましては、賢明なる總理は十分お考えだらうと思いますけれども、さらに一つ御検討を願つておきたいと思うのであります。

かりませんけれども、わが国ぐらいの問題に対しても不可思議な、全く現実離れのした議論の行なわれている國は私は世界広いといふものではないのではないかと思うのであります。ことに政府もまた入党もこの問題に対してはすぐふる消極的であつて、どうもことさらに避けようとしておるような感さえ私は感ぜられるのであります。そこで私は今から總理に対して防衛の基本的な問題に閑しまして御質問を申し上げたいと思います。

この防衛問題におきまして最も基本的なものの一つは、一般国民、政黨、党派及び直接汚辱する人々の方

す。従つてこの点を国民にもつと明白に了解させるために、一そう積極的努力を払うことが肝要であると思うのであります。そして眞に国民の理解、心からの支持を受けることが、ほんとうに役に立つ防衛力の建設の要諦であります。すると考えるのではありますが、この点に関して総理の率直なる御所見を承わかたいと思います。

○岸國務大臣 防衛の問題は言うまでもなく独立国にとって最も重要な問題であります。この問題に關して国民の間に十分の理解とこれに基くところの強い防衛の意識が必要であるという仰科委員のお考えは、私も全然同感であります。しこうしてこの防衛の目的は、いわゆる国の安全保障にあり、他から攻撃されると即ち作る上げる。

有効にこれを阻止する機能を果し得るに至るまでは、米国との安全保険体制を基調としてこれに対処する。」こういうふうように述べておられます。私はこれまでことに現実的であり当然であると考えております。現在世界いすれの国でも単独に防衛の目的を達成し得る国はないと考えます。しかしに米国との集団安全保障体制の強化によるわが国の一部での防衛につきまして、わが国の一部に異議を差しはさむ者があるのは非常に遺憾に思えるわけであります。總理はこの際この点について明白に御見解を述べていただきたいと思います。

○岸國務大臣 御指摘のごとく今日の国際情勢を見ますると、一国で完全に自國の安全を保障し得るという国はな

○福永委員長 幸前の会議はこの程終了いたしました。午後零時四十分休憩を休憩いたします。

午後二時三分開議

○福永委員長 休憩前に引き続き公認審査を開きます。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案、自衛隊法の一部を改正する法律案、國防會議の構成等に関する法律案、一部を改正する法律案及び第二十六回国会より継続審査になつております防衛庁設置法の一部を改正する法律案の各案を議題とし、質疑を続行いたします。保科善四郎君。

○保科委員 私は、一國の安全保障は國の独立を達成する上において最も重要なものであると考えております。従つて各國において、この國の安全保障に關する問題は、非常に重要な問題としてこの問題と取り組んでおるわけであります。しかるに何というかわ

かりませんけれども、わが国ぐらいの問題に對して不可思議な、全く現実離れのした議論の行なわれている國は私は世界広しといえどもないのであります。かと思うのであります。ことに政府もまた與党もこの問題に對してはすぐなる消極的であつて、どうもことさらには避けようとしておるような感じで私には感ぜられるのであります。そこで私は今から總理に對して防衛の基本的な問題に關しまして御質問を申し上げたいと思ひます。

この防衛問題におきまして最も基本的なものの一つは、一般國民、政黨、政府及び直接防衛に任する人々の防衛

す。従つてこの点を国民にもつと明白に了解させるために、一そう積極的努力を払うことが肝要であると思うのであります。そして眞に国民の理解、心からの支持を受けることが、ほんとうに役に立つ防衛力の建設の要諦であります。すると考えるのではありますが、この点に関して総理の率直なる御所見を承わかみたいと思います。

○岸國務大臣 防衛の問題は言うまでもなく独立国にとって最も重要な問題であります。この問題に關して国民の間に十分の理解とこれに基くところの強い防衛の意識が必要であるという仰科委員のお考えは、私も全然同感であります。しこうしてこの防衛の目的は、いわゆる国の安全保障にあり、他から攻撃されると即ち作る上げる。

有効にこれを阻止する機能を果し得るに至るまでは、米国との安全保険体制を基調としてこれに対処する。」こういうふうように述べておられます。私はこれまでことに現実的であり当然であると考えております。現在世界いすれの国でも単独に防衛の目的を達成し得る国はないと考えます。しかしに米国との集団安全保障体制の強化によるわが国の一部での防衛につきまして、わが国の一部に異議を差しはさむ者があるのは非常に遺憾に思えるわけであります。總理はこの際この点について明白に御見解を述べていただきたいと思います。

○岸国務大臣 御指摘のごとく今日の国際情勢を見ますると、一国で完全に自國の安全を保障し得るという国はな

戦後における日本の安全をどうして保障するかという問題に関しましては、いわゆる日米安全保障条約というものが作られて、これによつて日本の安全が保障されてきておりますし、また日本の自衛力を国情及び國力に応じて漸増して、われわれは将来一應われわれの力でもつて日本の安全を保障するたために今日日米安全保障体制というものが維持されていかなければならぬということは当然であると思ひます。

○保科委員 次は、わが國ではソ連の人工衛星の打ち上げ成功とか、あるいはICBMの実験成功等による非常に活発な心理戦によつて、世界の戦略体制は変化したというような錯覚を起しておる者があるよう考へます。しかしさういにその実態を検討してみると、究極兵器と称せられるICBMの完成というものは早くも二年後であると想像されます。またその命中精度の点においても問題があります。そして他方またアメリカにおいてはアンチ・ミサイル・ミサイルとというようなものがそのうちにでき上るというような報道もあるのであります。従つてここ当分の間は圧倒的に優勢な米国の戦略空軍がやはりものを言うのであって、またIRBMの生産の開始や、これが自由諸国への配備によりまして、むしろこれまでの戦略的地位が上つたとも考えるのであって、もし一部の人の言ふように、世界の戦略情勢に変化が起こればむしろソ連の心理戦にひつかつて自由世界の結束がゆるむといふ

ことにあるのじやないか、私はそう考
えておるのであります。ところがわが
国の一端にはソ連の心理戦のお先様を
かつておる者も多々ある、これによ
る民心の動搖も一部にあると思いま
す。従つて総理はこの際進んでこの点
についてははつきりした見解をお示しに
なりまして民心の安定に資していただき
たいと思います。

○岸國務大臣 国会におきましてもし
ばしば応答をいたして、私の所信を明
らかにしておりますように、最近にお
ける科学技術特に軍事方面における驚
異的な新兵器といふものは、将来の戦
争の様相を変えてきておりますし、ま
た世界の力の均衡に問しましても、將
来どういう変化を及ぼすかわからぬと
いうふうな一應の考え方も成り立つと
思うのです。私どもは恒久の平和をあ
くまでも願い、安定した平和といふこ
とを考えしていく上においては、こうい
うことよりもささらに進んで、話し合
によってこういう問題に関する安定し
た基礎が国際的にでき上るといふこと
を望んでおります。しかし現実の問題
といいたしまして、最近の人工衛星の打
ち上げや、あるいはICBMの一つの
実験的な成功ということが、直ちに世
界の情勢を変えたのであり、防衛の從米
の考え方を根本的に無意味ならしめた
もののように論ずる一派の人がありま
すけれども、私は決してそうじやな
い、将来それは人間の科学の発達、軍
事上におきましても、その他におきま
しても非常な原子力の利用というよ
うなものを中心としての驚異的な発展と
いうものが、人類のあらゆる面に変化
を及ぼしてくるということは想像にか
たくないところでありますけれども、

今日そういうことにおいて非常な優越を誇示しておるソ連といえども、從来の普通兵力に対しても依然としてこの強大なものを持しており、また諸外国においてもその普通兵器によるところの防衛力に対しても、依然としてこれを維持しておる。また世界のどつかに起るところの戦争でも、常にそういうものだけを使用しての侵略であるとか、戦争が起るのが唯一の場合であるということは考えられない情勢のもとにおきまして、われわれはやはり從来からとつてきております国情、國力に応じた自衛力を強化し、またそれについては、特に最近の科学兵器の発達等も考えまして、十分な科学面における研究なり開発を進めて、質的の向上をはかつていく、そうして日本の安全を保障するということは、私は決して基本において變るものでない、こう思つております。

すが、同時に私は国際共産主義国家が、その目的のために手段を選ばない策謀を行いつつある現実もこれは無視することができないと思います。従つて、国家の安全保障に対する施策を十分にこの際考えてこれを積極化する必要があると思うのであります。が、こういう観点からしましても、私は防護法のようなものを作りやかに制定しまして、諜報活動や国内に不穏な策動を起すような、こういう者に対する防止に備える必要があると考えておるのであります。が、この点に関する總理の御所見を伺いたいと思います。

せるものは十分に示して、理解をもつて協力を願うというようしなければならぬものだと思います。

国防会議であるとか、あるいは日米安全保障体制のもとにおける日米の合意委員会というようなものは、常に今申しましたように正確に国際の情勢を分析し、判断し、その上に立って國力に応じ、国情に適した方法によつて日本の安全を保障していく。しこうして国民がそれを理解して国民が安全感を持つように、国民自身がみんな備えを固めていくといふところで初めて日本の安全といふものが保障され防衛ができるものだ、私はかうに考えております。

そこでわれわれは、そういう意味において、今日の国際情勢におきましては直接侵略だけではなくし、間接的な侵略に対しても備えをしなければならぬ。その問題に関する従来日本国内における共産闇等の諜報活動といふものも、相当活発に行なわれているということも事実であります。しこうして今日までの法制でもって、日本の國家機密を十分保護する手段が欠けておるということも事実であります。しかしそれでは直ちに防諜法を制定すべしということに関しましては、これはいろいろ憲法との関係もござりますし、あらゆる点から慎重に研究をしなければならぬ問題であります。しかし従来からの日本の状態を見ますと、そういう面において非常に欠陥が多い。従つていわゆる間接侵略といふような問題に関しては、日本の安全保障の点におきましては、非常にまだ欠けておるということは私自身考えております。防諜法の問題につきましては、今言うような意味において十分慎重に検討をし

なければならぬ問題である、かように考えております。

○保科委員 最後にもう一つお伺いをいたしたいと思いますが、二月十九日に中共と北鮮の共同声明で、中共軍の北鮮撤退意思が表明されました。この声明の中には国連軍の南鮮撤退を要求するようなことが強調されておりました。また日本政府はこれら両国に対し非友好的方針をとっているというような非難もいたしておるのであります。

もし国連軍が南鮮を撤退するようなことになつたらどういうことになるか、その影響は日本に対して一体どういうものになるかということは、日本の安全保障に関する重大な問題であります。従つて国民もこれに対する無関心であつてはいかぬと思うのであります。が、こういう立場から日本政府の立場といふものをはつきりさせる必要があります。

○岸国務大臣 私は根本の考え方としては、世界の平和を進めていく上においては、大きな強國が他の国のいろいろな問題に干渉するというようなことはなるべく避けるべきものである。従つて一国が他の国に特別の何かの意図を持って干渉するというような勢力をもつております。しこうして各地域における現実の事態を收拾し、そこでの安全を保障し、そこにおける平和を維持するためにこれを攪乱するような勢力に對して、何らかの措置をとる場合においては、世界の多数国が入り、あの崇高な国連憲章の精神に基いて世界の平和を維持しようという立場をとつ

てゐるこの国連の場において、そういうことが討議せられ、これによつて平和を維持するために、あるいはあるところにおける擾乱を防ぐためにその軍隊を出すというようによるべきものであつて、一国が何らかの意図を持つて一国に駐在するというようなことはなるべく避けていくことが望ましいことであるというのが私の従来の考え方です。

今、北鮮と南鮮の問題につきましては、朝鮮半島における事態が日本の安全の上に非常な影響を持つてゐるものである。従つてその朝鮮半島における情勢に関しましては、日本国民が非常に深い関心を持つてゐるといふことをばらぬものであると思う。しかしながらここにおけるいろいろな事態の推移につきましては、私は先ほど申しましたように伺つておますが、これはまずしたような見地から、日本政府が単独にどうするということではなくて、国際連合を通じてこれが処理されることを望んでゐるわけであります。

○保科委員 以上各般にわたつて防衛の基本的な問題に対して総理の所信を伺つたのですが、非常に明確な御答弁をいたさきましたことに感謝をいたします。

○岸国務大臣 地上部隊の戦闘部隊はすでに撤退を完了いたしております。補給部隊並びに空軍等につきましては、日本の自衛力の増強とにらみ合せて逐次撤退をされるという何であります。それの明確な時期はまだ明示することはわざわざいかと存ります。日本を撤退する構想を明らかにされたは、私は当然であり、また持たなければなりません。しかしながらこの問題に関しては、私は先ほど申しましたように伺つておますが、これはまず地上部隊からいままして、いつごろ撤退を完了するおつもりか、率直に一つお答え願いたいと思ひます。

○淡谷委員 続いてお尋ねいたしますが、海上の諸部隊並びに航空関係の諸部隊の撤退は、これまで自衛隊の増強と関係があるやに伺つてきました。それが明確な時期はまだ明示することができないかと存ります。日本は、これまで自衛隊の増強が米軍の撤退の際にも、すでに陸上部隊のうち戦闘部隊については撤退を完了いたしておらず、海上部隊からいままで、いつごろ撤退を完了するおつもりか、率直に一つお答え願いたいと思ひます。

○岸国務大臣 先ほど申しましたように、すでに陸上部隊のうち戦闘部隊については撤退を完了いたしておらず、海上部隊からいままで、いつごろ撤退を完了するおつもりか、率直に一つお答え願いたいと思ひます。

○淡谷委員 続いてお尋ねいたしますが、海上の諸部隊並びに航空関係の諸部隊の撤退は、これまで自衛隊の増強と関係があるやに伺つてきました。それが明確な時期はまだ明示することができないかと存ります。日本は、これまで自衛隊の増強が米軍の撤退の際にも、すでに陸上部隊のうち戦闘部隊については撤退を完了いたしておらず、海上部隊からいままで、いつごろ撤退を完了するおつもりか、率直に一つお答え願いたいと思ひます。

○岸国務大臣 この一万名増員の問題につきましては、昨年の私とアイゼンハーワー大統領との共同声明にも表れておりますように、そのときの話合いでは、とりあえず地上部隊の戦闘部隊を撤退する、さらに海上航空部隊についても、日本は自衛力の増強とにらみ合せて、将来これを撤退するということを表示されておりまして、そういう何をか増員するというのは、自衛隊自身の必要な条件がござります。今回一万増員するのであるが、あるいは米軍を撤退させる上において何らかの申し合せ条項があつてそういうふうに思つておられるのか、その辺の関係を明らかにしていただきたい。

○岸国務大臣 この一万名増員の問題につきましては、昨年の国防會議におきましては、昨年の国防會議において、将米これを撤退するということを表示されておりまして、そういう何をか増員するのであるが、あるいは米軍との安全保障条約の上

もこれを変更する御意思はないのでござりますかどうか、まずその点から伺つておきます。

○岸国務大臣 昨年夏私どもが立てました国防のこの基本方針につきましては、今の現状においてこれを直ちに変更するという意思是持つております。

○淡谷委員 確認しておきたいのです。

○岸国務大臣 が、もし国会等の決定によりましてこの一万の増員が不可能になつた場合でも、米軍の地上部隊の撤退の方針は変わらないということに了解してよろしく

あります。

○岸国務大臣 先ほど申しましたように、すでに陸上部隊のうち戦闘部隊についても、米軍の地上部隊の撤退の方針は変わらないということに了解してよろしく

あります。

それぞれ目標を作りました。その陸上に因するものの実現をしようというわけあります。別に地上部隊の撤退に

関して、アメリカとの話し合いによつてこれを増強するという性質のものではないのです。

○淡谷委員 確認しておきたいのです。

○岸国務大臣 が、もし国会等の決定によりましてこの一万の増員が不可能になつた場合でも、米軍の地上部隊の撤退の方針は変わらないということに了解してよろしく

あります。

○淡谷委員 日米共同宣言に従いますと、合衆国は日本の防衛力の増強に伴い、合衆国の兵力を一そく削減するこ

とを計画している、とございますが、これはどうも米軍の撤退と自衛隊の増強の間に非常に関連性があるよう

思われます。従つて空軍もしくは海軍の日本撤退といふものは、自衛隊の増強の性格あるいは量等に非常に関係がないのです。

○岸国務大臣 確認しておきたいのです。

○岸国務大臣 が、もし国会等の決定によりましてこの一万の増員が不可能になつた場合でも、米軍の地上部隊の撤退の方針は変わらないということに了解してよろしく

あります。

○岸国務大臣 が、もし国会等の決定によりましてこの一万の増員が不可能になつた場合でも、米軍の地上部隊の撤退の方針は変わらないということに了解してよろしく

に立つて共同防衛をするのだと再々言
われておりますが、そうなりますと、
自衛隊の増強自体が多分に米国側の意
見をいた増強になるやにとられると思
うのでございますが、その点はどうで
ございましょうか。日本の独自の防衛
力というものは持ち得るでしょうか。
○岸国務大臣 これは国防の基本方
針でもきめておりますように、また從
米わが国がとってきておりますように、
われわれが日本の国情と國力に応じて
逐次自衛力を増強するということを明
らかにいたしておりますように、私は
この見地から日本が独自にこれを増強
していくべきであると思う。しかしそ
れでは日本の安全保障というものが、
先ほど米御議論がありましたように、
日本独自の力で、日本だけの力で、日
本の自衛力だけでできるかというと、
それはできないから、安保条約による
ところの共同防衛体制が作られておる
わけです。その運用におきまして、
われわれからいえば、外國軍隊の駐在
というものは、國民感情の上からいっ
ても、いろいろな意味からいっても望
ましくないことであるから、なるべく
撤退を何しなければなりませんけれど
も、さればというて、日本の安全をお
留守にしてこれを達するというわけに
はいかないわけです。従つてわれわれ
が自動的に日本の國力に応じて増強す
る自衛力と、それから安保条約による
ところのアメリカ側との共同防衛の見
地からする合同委員会等においてその
実態を検討しつつ、これとにらみ合せ
て米軍の撤退というものが行われる、
かようになります。

抗するようなものになり得ないことは明らかであります。そういたしますと、現在日本に駐留している米軍といふものは、日本の安全保障のために駐留するのだという首相の考え方——日本の自衛隊が独自の兵力を増強しましても、とうてい現在の米軍の兵力とは拮抗しがたいという前提に立ちますと、米軍の完全撤退ということは何年たつても実現できないというふうにも予想されますが、結論は、最後まで日本と米国とは日本の國土において共同防衛の責任に当るんだという觀点に立って、國

必要のないことも、言うを待たないところであります。従つて、日本の将軍は自衛隊の増強とともに合して、私は決してアメリカ軍の撤退ということは永久にできないものであるというような考え方は、持つております。

が、最近自衛隊が増強の線をたどつて参りましてから、事務的な手続を経ないで米軍の持つております基地に入り込んでおる事例が、出て参りました。これは石川県の小松だとか、あるいは岡山県の日本原とかいうところで、このケースが具体的に現われて、当委員会でもしばしば津島防衛厅長官に質問をして、まだ満足な答えが得られない格好にあるのですが、装備等においても、いつの間にか自衛隊が米軍の装備の中に入り込んでいるような事実を、お聞きになつたことはござい

求したいのですが、あなたがいかに力のみ返つても、こういうふうな事実が現われて参りますと、あなたが子知せざることが、どんどん実際の上で起つてくる可能性が多分にある。もしこのことが真実であるとしたならば、あなたは強く米軍に抗議するだけの決意をお持ちでござりますか。まずそれから尋ねておきます。

抗するようなものになり得ないことは明らかであります。そういたしますと、現在日本に駐留している米軍というものは、日本の安全保障のために駐留するのだという首相の考え方——日本の自衛隊が独自の兵力を増強しましても、とうてい現在の米軍の兵力とは拮抗しがたいという前提立ちますと、米軍の完全撤退ということは何年たつても実現できないというふうにも予想されますが、総理は、最後まで日本と米国とは日本の國土において共同防衛の責任に当るんだという觀点に立って、国防計画を立てられておるかどうか、この点も確かめておきます。

○淡谷委員 一体總理は、在日米軍の持つておる裝備とか、あるいはいろいろな防衛の方針とかいうものを、的確につかまえておられるのであります。またこの在日米軍が日本の自衛隊と何らかの共同操作によつて國の防衛をしておるといったような実例がございましたら、私も聞かせ願いたいと願う。全然自衛隊とは別個の方針で動いておるのか。現在でもすでに、米軍と自衛隊との間には、防衛上若干の共同操作が行はれておるのかどうか。この点も一つはつきりしていただきたい。

○津島國務大臣 お答えいたしました。駐留米軍と、日本の自衛隊側においての共同防衛に關してのいろいろな取りきめがあるかということと、また駐留米軍の裝備その他はどうなつておるか、こういう点だったと思ひます。自衛隊なり駐留軍當局におきましては、密接なる連絡をいたしておりまして、万ーの場合に處するような十分の了解は持つておるわけです。しかしながらこれが正式な共同防衛の計画であるといつたものにはなつておりますが、十分なる連絡をとつておる次第でござります。なお駐留軍の裝備についてあるかとしそうことも、これらの接触面においてお互に話し合つていく、こういう次第でございます。

○淡谷委員 これは總理に特に御理解願つておきたいと私思つのであります。

が、最近自衛隊が増強の線をたどつて参りましてから、事務的な手続を経ないで米軍の持つております基地に入り込んでおる事例が、出て参りました。これは石川県の小松だとか、あるいは岡山県の日本原とかいうところで、このケースが具体的に現われて、当委員会でもしばしば津島防衛局長官に質問をして、まだ満足な答えが得られない格好にあるのであります。が、裝備等においても、いつの間にか自衛隊が米軍の装備の中に入り込んでいるような事を、お聞きになつたことはございませんか。これは米軍とも自衛隊とも区別がつかないもので、渾然融合して、非常に完全な共同防衛の形をとつておるようなことを、お聞きになつたことはございませんか。

求したいのですが、あなたがいかに力み返っても、こういうふうな事実が現われて参りますと、あなたが予知せざることが、どんどん実際の上で起つてくる可能性が多分にある。もしこのことが真実であるとしたならば、あなたは強く米軍に抗議するだけの決意を持ちでございますか。まずそれから尋ねておきます。

○淡谷委員 これは津島長官に、岸総理のおられる前でお答え願いたいので
すが、あなたの把握しておられますA
4Dスカイホーク完全編成一ヵ中隊と
いうのは、どういう装備を持って、ど
ういう員数を持つておるものか、承わ
りたいと思います。

○津島国務大臣 これはきわめて小さ
い型の爆撃機でござります。これより大
きいのも、すでに来ておるのがございま
す。そういうものでございまして、こ
の所在は十分連絡がついております。

直などで申しますか。これが移動器械を打ち込んで行動——練習するといったようなことはないということを、私は承知いたしております。

○渋谷委員 これは、伝えられるところによりますと、小型の原爆の搭載ができるし、現在持っていないかも知れませんけれども、持とうと思うと、原爆を搭載した爆撃機にもなり得るものだというふうにいわれておりますが、その点どうでござりますか。

○津島国務大臣 きわめて小型なものでございます。しかして、これが爆撃機としてそういうような機能を果し得るの作用もあると思います。かつて問題になりましたオネストジョン、これも、それ自体核弾頭をつけないで利用できるものであり、本邦にこれが参りましたときにも、そういった意味において、核兵器と関係なくしてこれが受け入れられているというか、向うから装備された、こういう事態と同様でございます。

○渋谷委員 岸総理にお尋ねしますが、これは十分に原爆搭載の爆撃機になる機能を持つておる。可能性があるのを持ってきまして最大能力を發揮する

のが、やはり最も新しい原爆搭載によるものだと私は思うのですが、鉄砲を預けてたまを込めていないからいいのだという考え方ではなく、少くとも将来の供与は受けないと立場にお立ちになれないでしようか、これは非常に危険性をはらんだものです。この点はどうですか。

○岸国務大臣 最近の科学技術の進歩からいろいろな兵器についてわれわれは研究もしなければならぬ、開発もしなければならぬものがたくさんござります。しかしかかる場合においても、今まで私どもが申してきておる核兵器の問題については、はつきりした観念で私は押し通しておりますし、将来も押し通す考えであります。ただしいろいろな飛行機あるいは艦艇等の発達から見まして、それにこれが積み得るじゃないか、積もうと思えば積むことができるものだということから、直ちにそういうふうな発達したところのいろいろな科学兵器を核兵器であると言いうこともできないことはもちろんありますし、またいざという場合には積むこともできるじゃないかといふうことから、あらかじめそういうものは一切受け付けないということは適当でないだろう、かようく考えております。

○渋谷委員 津島長官にお尋ねいたしましたが、この岩国の大第一海兵航空團におけるような事例は全国にどれくらいあるのですか。

○津島国務大臣 どういう御質問ですか。そういつた航空機がほかにもあるかという御質問ですか。

○淡谷委員 これはむしろ私の方からお尋ねしたいところなんですが、この配属されるという形は、自衛隊がこの完全編成一中隊というものを自衛隊自体として動かすのか、あるいは米軍がこの岩国第一海兵航空団に配属になつておるという形は、米軍のままで配属になつておるのか、その点を明らかにしておきたいのです。

○津島國務大臣 米軍の使用しております航空基地の岩国、そこにそれが若干おるということで、自衛隊とは全然関係のないものであります。これは米駐留軍のもとにあるものであります。ほかにも航空基地は幾つかあります。ほかにも航空基地は幾つかあります。ほかにも航空基地は幾つかあります。ほかにも航空基地は幾つかあります。

○渋谷委員 他の米軍の基地でこういう事例はござりますか。また日本の自衛隊でこれら航空機を持っておるような航空自衛隊はござりますか。

○津島國務大臣 米駐留軍の航空部隊においてこれと同様のものを持っておるところは承知いたしておりません。

○淡谷委員 これが岸総理にお尋ねいたしますが、米軍の海軍あるいは航空機は保有いたしておりません。

○淡谷委員 これは岸総理にお尋ねいたしますが、米軍の海軍あるいは航空隊が漸次日本を撤退するようになります。一方針で自衛隊の増強をされておることは明らかになりましたが、その場合今起る危険性を多分に感ずるのであります。が、米軍が撤退したあとどの装備を自衛隊が受けけると申しましようか、あるいは演習地の踏襲と申しましようか、

そういう点についてはもつとけじめをつけて、はつきりした点に立っておやりになつた方がよろしいと思いますが、総理はどう考えられますか。

○岸国務大臣　米軍が撤退した後における施設をどう利用するかということにつきましては、政府としても十分各方面の考え方を聞き、よく検討いたしまして、これが適當なる利用を考えいかなければならぬと思います。あるものは自衛隊に引き継いで利用することが適當なものもありましようが、そうでない場合もありましよう。従いまして政府としてそれのあとの利用については最も有効適切な方法を研究してこれを引き継いでいくつもりでおります。

○淡谷委員　最後に一点確かめておきたいのですが、核兵器というものは将来の戦争においては非常に新しい役割を持つものだと思います。この核兵器を使い得る兵器が、これを使わないからよろしいという総理の考え方あるいはまた長官の考え方ですが、使えるものを使わないのでその兵器だけを持ち込むということは一体どういう必要があるのでしょうか。もしも核兵器を持ち込み得ないならば、核兵器を持ち込まないような兵器でも、十分日本でもこれは自衛隊のあれもできましようし、また米軍等も核兵器を持ち込まないならば、何も核兵器を搭載し得るようなもので日本を守る必要はないと思いますが、こういった矛盾は一体どうお考えになりますか。

○津島国務大臣　お答えいたします。核兵器を装備し得るものであるが、同時に一般兵器として使用し得るものななぜ持ち込むかという御質問だと

思います。自衛隊に関する限りは、現在の状態においてはそういうた裝備をいたしておりません。駐留軍についてはそういうものもあり得ると思いません。しかしながら現在そういういたものを受け入れをわが方は認めないという方針で一貫して参つておるのでござります。しかしそういう兵器は効率は下るが、実際においては航空機の場合には、防空、領空侵犯その他の防衛の上において十分貢献し得るものだと思っております。

○淡谷委員 もう一点伺わせてもらいたいのですが、岸総理は当委員会でしばしば共産主義陣営といふものの脅威を説かれます。そうして国際連合等でわれわれが共同防衛をするに至るまでは、米国と提携して共同防衛をやるのだ、そうしますと、米軍が日本に駐留する限りは共産主義陣営——どこの国をさすのかわかりませんが、共産主義陣営とは明らかに敵対的な関係に立つというお考えでございましょうか、あるいは日本独自の考えでソ連にもアメリカにも偏向せざる独自の立場をとられるという意味でございましょうか。その点を一つ明快にお答え願いたいと存ります。

○岸国務大臣 御承知の通り日本の間におきましては共同声明において正常なる国交関係が開かれております。われわれはあくまでもその意味において友好関係を進めるように努力していることは言うを待ちません。また中共との間におきましても貿易関係においてはこれを増進していくという方針をとっております。ただこれもしばしば防衛庁長官等から申し上げたと思いますが、今のわれわれのきめておりまする

防衛計画というものが、どこかにいわゆる仮想敵国というものを具体的に持つて、これに対してもしておるのかという意味におきましては、われわれは今具体的の仮想敵国というものを持つておるのではないのだということを申しております。そういうふうにあらゆる面において私どもは世界の平和、あらゆる国との友好関係、経済の交流等を進めていくという方針等を堅持しておりますけれども、私がここで申し上げるまでもなく、世界の大勢、国際情勢といふものは、そういう一面のなにがあると同時に、各国の間ににおける関係といふものは、さらいろいろな防衛力を増強し、国防力を増強し、その間における冷たい戦争と称せられるもの、いろいろなことが行われておるというのが現実の状況であります。

國との共同防衛をやつておることは、中国との貿易あるいはソ連との漁業交渉の上に何らかの障害になるようになります。これを見ましても、相当露骨な条項が含まれておりますけれども、私は日本側がそれをたてに、ソ連と日本との共同声明に盛られておる友好関係を何か阻害しておるという考えは手頭持っておりませんし、また同様にわかれわれは、今の情勢のもとにおける国際条約に基いて安保条約共同防衛の体制があるということとが、正当な漁業条約の交渉やその他貿易を増進しようというような考え方を阻害しているとうようなことは、私はあり得ないことだ、こう思います。

○淡谷委員　自衛隊の増強が米軍そのままの装備を持つのじゃないか、ひいてこれがまた米軍の司令下に置かれるのじゃないかということは、非常に重大な問題であります。これはあくまでそもそもいう点を将来明らかにされまして、できるならば平和憲法に基いた自衛隊の解消まで持っていくのが、平和国家としての理想じゃないかと思うのであります。特に兵力を増強する場合は特定の国をささない、国際共産主義の脅威というような言葉だけでいつも国民の対抗意識を高揚させていこうと思つたら、これはとんでもない間違いだらうと思うのであります。むしろこの際は、さっきもいろいろ保科委員の御質問にお答えになりましたけれども、思想謀略だとそういうふうなふうなものに対して武力を持って対抗するなん

ていう、この時代おくれの考えはもともとお捨てになりまして、これは堂々たるこつちも思想には思想という態度でなく、外交には外交でもって向うなれば、何も私はこの負けなしの予算を削って武力を持たなくて、十分日本はの平和国家というものの存立はできる、こういう観点に立っております。これはあえて御答弁はいただきませんが、いろいろ自衛隊の増強につきましても、そういう関係上、現実の場面で非常に疑わしい面が出て参りますので、慎重にこの問題は御考慮下さい。すように希望いたしまして、私の質問に対する打ち切りです。

に私は徹しておるわけであります。」
「ういうふうにお答えになつております。日本を絶対に戦争に巻き入れな
こと、もう一つは民主主義を守り
く、これが岸総理の政治家として立
最大の信念である、まことにみごと
御心境であります、この信念が總
大臣としての施政方針の根本であ
か、外交も防衛も一切の国内政治は
果してこの二つの大方針の上に立つて
おるかどうかをまずお伺いいたし
す。

○岸國務大臣 これは今お読み下さ
ましたように、私自身の政治家として
再び御奉公するに至った私の心の底
らの動機であり、またそれを貫いてな
が總理として政治責任を持ちます以上
は、あらゆる面においてそれを中心と
して考えておるつもりでございます。
○辻委員 戰争が起るという危険がや
るから、それに巻き込まれないとい
う決意が生まれるのであります。起ら
いという戦争に巻き込まれないとい
う決意は生まれて参りません。従いま
で、起り得る戦争は何かと考えれば、
米ソの本格的な戦争か、もしくは米
を背景とした局地戦争であろうと考
られますか、御見解いかがでござい
ですか。

○岸國務大臣 國際情勢の変化がど
うなるか、また戦争という
葉で申しておりますけれども、具体的
に私ども日本の防衛策を考える上から
うと、日本が侵略される、その侵略を
されないということもその中の任務の
一つである、その侵略がどうい形態
で行われるかということにつきまして
は、いろいろと専門家の間におきま
ても、國際情勢を分析していろいろ
の意見があることは、よく

抜つない理式の言ふことを、私は上とが、であります。これが、中において、それがすべてであるところは、私はこれから復讐する。国际情勢下におけるいろいろな変化につけることは、私はそれだけの場合だとこう結論づけます。私はまだ早いのではいかと思います。

○社委員 理論としてはその通りであります。が、現実の世界情勢として、本を中心としたアジアに万一戦争が起るとすれば、それは明らかに両陣営背景を持った局地戦争だと私は考へるのであります。これはヨーロッパとアフリカの端で起るのは必ずしもをじやないでしようが、われわれは今日の防衛を論じておるのであります。日本を中心とした現実の世界情勢を自らおりますと、そういう理念的な答弁をなすには納得できない。アジアに起り得べき可能性のあるものは、南北朝鮮、南ベトナム、こういうところをとらえてみれば、明らかに局地戦争であつても、その背後には両陣営というものなければならぬのであります。そううふうにはお感じになりませんでしょうか。

○岸国務大臣 南北朝鮮の問題あるは南北ベトナムの問題につきましては、社委員のお話の通りだらうといたします。

○社委員 それでは戦争に断じて再巻き込まれないというあなたの心の信念と、日米安保条約による現実の衛方針とは矛盾するような感じをますが、矛盾はいたしませんか。

○岸国務大臣 どういう意味で矛盾するとお考えになりますか、私はしかし戦争に巻き込まれないというこ

は、第一は戦争が起らないようにする
ということが一つのなにだろう、そ
してわれわれの方から、これは憲法の
条章から申しましても明らかなるよ
うに、こちらから戦争をしかけるとい
うことは絶対にございませんか、だから
侵略を受けないということについて
は、今の国際情勢から申しますと、日
本がある程度の力でもって防衛され
おるということが、この巻き込まれな
い一つの現実の原因をなしておると私
は思う。そういう意味から申しまし
て、日米共同防衛ということが、日本
の安全保障に役立つておると私は思
いますし、そこに何か矛盾があるとは、
実は考えておりません。

○辻委員 私は先ほど念を押したの
は、その点があつたからであります。
総理は施政の大方針として、戦争を起
さぬように努力するというならわかり
ます。これはしかしながら、あなたの
お述べになつたのはそうじやない、戦
争に巻き込まれないようにしておるとい
うそのことは、戦争が起るという危険
が前提に立たなければ、起らない戦争
に巻き込まれないという信念は起つて
こない。そこで問題は、米軍と共同防
衛の方針で国内に米軍の基地を有しな
がら不幸にして米ソ戦争が起つた場
合、果してその渦中に入らずに済むの
かどうか、済む方法があるならば教え
ていただきたい。私はないと思いま
す。

○岸国務大臣 これは言うまでもなく
日本の憲法のなにから申しまして、日
本の自衛力というものは、他から侵略
されない限りわれわれは発動する意思
は持つておりますんし、またそれは許
されない。他からわれわれが侵略され
たときに、何をするかは別として、

る、もしくは何らかの形において危害をこうむるというときに、初めて自衛手段として出るわけでありますから、米ソの間の戦争が起るという場合におきまして、どういう形態で起るか、またそれは日本に対する直接の侵略が行われるかどうかという事態を見なければ——われわれはいかなるなにがあつても努力して日本が侵略されないようにな体制をあらゆる面から考へることは当然であります。また前提としても、米ソの戦争というものの起らないようには、国際政局の推移を作っていくといふことも必要であります。それは別として、今あなたの御質問の範囲内においては、日本が侵略されるということであれば、私はそういう事態は許されないことであつて、戦争に巻き込まれぬようにするということは、侵略されても手をあげて思うままにじゅうりんされるということじや絶対ないということ、これは中すまでもないことだと思います。

ら明らかにそれをできないというようなことは、これは疑惑を生ずるのであります。NATO諸国は現にやつてやつておるのは、力の防衛によつて起きないようにしておるという、そこをねらつてやつておるのであります。それならばなぜ日本はちゅうちょなさるか。それでもあなたは核兵器を持たない、持つと戦争の中に入るという御懸念があるなら、いつそのことイスラエルのアーデンのような他国の防衛に依存しない独特のものを作りになる氣持ならわからりますよ。アメリカと手を握らうといなながら、アメリカの戦略上必要なりといわれておる核兵器の武装、それから誘導弾の基地、秘密保護法の制定……NATO諸国は、現にドイツもフランスもやっておる。それをなぜあなたは踏み切つてそれだけの決意をお持ちにならないか。力によつて戦争を防ぐのならば徹底しなければならぬはずであります。いかでございますか。

○社委員 安保条約の精神は、日本の負担すべきものは日本だけであつて、極東の安全というものは日本は寄与しないのだというふうに理解してよろしくうございますか。

○岸国務大臣 私はこのいわゆる極東の安全云々ということは、米軍がそういうなにを持っておるだけであつて、日本のなにはそういうものを持たないと思ひます。

○社委員 それでは別の観点からこの問題を掘り下げていきたいと思います。それは、この共同防衛でやるか、それとも中立的なスイスのような方式をとるかということによりまして、日本の持つべき防衛力の計画といふものが根本的に違つて参ります。アメリカと手を握る場合においては、これは両国の国力と国情を考えまして分担すべき防衛の任務というものが出て参ります。この任務に基いて日本は主として陸上に重きを置き、アメリカは主として海上と空中に重きを置く、こういう防衛の性格が生まれて参ります。どうじやなしに日本が独自でスイスのような防衛を持つという気持ならば、むしろ國の力の大部分をあげて、陸海を犠牲にして防空兵力を重点を置かなければなりません。今立てておる計画はこの二つのどちらに属するものと總理はお考えになつておりますか。

○岸国務大臣 しばしばお答え申し上げましたように、日本の一國の力だけをもつて日本の安全を保障するということは、日本の國力、国情が許さない

い。そこで安保条約によるところの日本は國力、国情に応じてその防衛力を漸増していく、そうしてみずから自分で自分のなにをしていかなければならない、こういう立場をとつております。そこで問題は、われわれが立てておるところの国防計画というものが専門家やいろいろな視点から、御批評や御意見はあるうと思います。しかしあはりわれわれはこの日本の現在置かれておる國力やあるいは国情から見、安保条約の活用の面からいまして、どういう一つの目標を定めて第一次五カ年計画をやっていくかということについて、陸上の兵力は十八万、航空は一千三百機、海上は十二万四千トンとかいうような年次計画を立てておるというのが現状でありまして、これが究極のものではないことは言うを待たせん。今後日本の國力が増してき、日本の科学技術その他の日本を取り巻くところのいろいろな情勢といふものの変化を見つつ、またこれは第二次以下考えなければならぬことであります。今一応の第一次に考えておるのは、そういう見地に立つて考えておるわけであります。

アメリカに従属的な性格を持つておると思う。そうじゃなしに、アメリカ軍の持つておらない欠陥を補うような独創的なものを日本が持てば、これは従属性をなくした自主的防衛と言える。現在進んでおる計画はそのいすれに属するか、また実際の日本が持つておる国力また防衛産業の力その他から申しまして、現在の状況は前者に近いものであるということが言えるだろうと思います。

○岸国務大臣 これは日本の終戦後ににおける自衛隊の今日までの発達の段階

からいい、また実際の日本が持つておる国力また防衛産業の力その他から申しまして、現在の状況は前者に近いものであるということが言えるだろうと思います。

○社委員 総理が訪米なさいましたときには、わが方から提出された整備目標

すなわち陸十八万、海が十二万四千トントン、空中が千三百機というこの日本の防衛計画を、アメリカは歓迎したと共同声明されています。これは日本の防衛計画がアメリカの戦略構想に一致したからこそ歓迎されたものである、かよう考へられるのであります。從いましてこの整備目標を勝手に変えることは国際信義に反し、当然アメリカの了解を得なければならぬと常識的には考えますが、今まで総理のたびたびの御答弁では、アメリカに相談することなく、日本が自主的にこの目標は変えられるというような答弁をなさっています。果してそれが国際信義に反せず、共同防衛の戦略に反せずにいけるかどうか、それをはつきり承わりたい。

○岸国務大臣 アメリカに示しましたこの防衛力の目標というものは、私が渡米する前に、国内におきまして国防会議において、従米からのいろいろな事務的検討に基いたものの結論とし

て、政府としてこれを決定いたしました

ことがあります。しこうしてアメリカの

方とも、日本がそういう一つのしつかり

した計画でもってこういう目標を立てて、この防衛力を漸増するという一つ

の考えを始めたということに対しても

は、それは十分向うとしてはアブリ

シートしたというのが当時の状況であります。別に、これをアメリカとの

間に約束したとかいうような問題ではありません。ありませんけれども、こ

れは先ほど来防衛庁長官から申し上

げているように、とにかく安保条約に基く共同防衛をやつしていく上におきま

しては、この日米両方に緊密な連絡を

とり、それからこの安保条約に基いて

の合同委員会もできて、両方の理解と

協力のもとに、両国民の国民感情やそ

の他にも合致するようになって、そ

して防衛の目的を達しよう、こうい

うな性質のものでは絶対ないと思いま

す。しかし、そういう日米の間の防衛

力に対する関係がなっておりますか

話を得なければ変更できないというよ

うな性質のものでは絶対ないと思いま

す。しかし、そういう日米の間の防衛

力に対する関係がなっておりますか

話を得なければ変更できないとい

す。架空の一つの理想論じやなくて、政治の方針を示したのがダレス論文です。のみならず、ドイツやフランスやイギリスはそれを受け入れておるかにかかわらず、日本だけが共同防衛の原則に立ちながら、あくまで核武装はない、こう言い張ることが果してできるかどうか、こういう態度を続けていますと、口先で、共同防衛をお唱えになつても、これはアメリカが信用しないやならあくまで持たぬという信念を押し通しなさい、その信念を押し通すときには、最悪の場合にはアメリカから見捨てられてもかまわない、イスラエルののような自衛立中の独創的な軍備を持つというようなところまで踏み切らなくちゃいけない。アメリカと手を握りながら、さというときには引くぞという態勢で、共同防衛が本格的にできるか、また握つたものが入らずにおるという、この虫のいいことがで頼みたい。

○岸国務大臣 日本とアメリカの安保

条約による共同防衛といふもの意味を私は先ほど申し上げましたが、辻委員のお話でありますと、何か双務的

に日本にも義務があるような前提に立つてのお話のようであります。現在の安保条約の共同防衛の立場は、先ほど米私が繰り返して申し上げておるよう、日本の自衛と、日本を侵略

から防ぐというために、最も有効な方法として、両国間に、平和条約締結後に起る一つの防衛の、自衛方の空白についての問題であつて、NATOや

SEATO等の条約の機構とは全然の意義が違うと思うのです。従いまして、今いろいろお話をありますけれども、日本の立場としては、從来われわれが考へておる通りでよろしいというのが私の考へてございます。

○社委員 私はこの両陣営のきびしい対立は、もはや八方美人的な、おれさえよければいいというような感じ

は成り立たないと思うのです。単に防海を閉鎖しようとしております。アメリカさえサケ、マスを制限し、輸入制限をやろうとしております。李承晩か

りしるということを要求しておるの

じゃないか、こう感ずるのであります。ものの見方があまりに甘過ぎる。

世界情勢はきびしいでござりますよ。

それとも両陣営につかないでいこうと

アメリカと連絡をともにされるのか、それとかどうか、あるいはソ連圏とも仲よく

し合うとされるのか、もう踏み切る

ときにしておるのであります。あいまいな態度は許されません。貿易も防衛

も、また外交も同じでござります。い

くし合うとされるのか、いかがござりますか。

○岸国務大臣 日本の根本的の国策の

方針としては、私はきわめて明瞭に申します。最近発表されたイギリスの国防白書、これは世界各国の論議

の中心となつておるのであるのですが、總理は

いくことをも明瞭に申し上げております。日米の協力関係をあらゆる面に検討、反省する余地があるとお考へになりませんか。

○岸国務大臣 私はイギリスの国防白書につきましては、一応これを読んでおられます。いろいろ将来の問題として

おられます。いろいろ将来の問題として

か。そのときのために自動車の運転手を志願して、運転手の免状をとろうとしておる。出たときにだれがやつてくれるござります。それをお考へになるときに、この二年在營制が徵兵ならともかくとして志願兵であります。三年、五年延ばすことによつてりっぱなものが入りて参りますよ。数を必要としない。しかも歩どまりは百パー セントだ。なぜこのように現在の制度をお変えにならぬか。その御着想があるかないか、お伺いをいたします。

○福永委員長　津島國務大臣。
○辻委員　津島は要りません。きのう聞いた。

○福永委員長　まあ発言を許しましたから、あとでさらになつて……。

○津島国務大臣　ただいまの辻委員の御説はもつとも点があるということはよくわかるのです。しかしながら私は自衛隊の組織また法則が一定の年限の契約によつて募集されたものでござります。お説のようになに長期の募集が可能であるかどうかという問題で、実際問題とやらみ合せて、今日では海上において三年、また陸に關しては三年、また本人の希望により二年となつたわけであります。この二年間のものが多数なのであります。しかしこれは制度として強制募集という制度がないのでござります。しかし一定の人数は満期になつた場合に、これを補充しその措置をするために、今日の期間が二年、三年という制度になつておるのであります。満期においてこれが更新してさ

らにあと二年、三年というのもござります。しかしながら除隊になることは本人の自由でございます。しかしてその中から予備自衛官というものもこれまた自由意思によって、そういう制度ができます。おるわけでございます。しかし定員といたしましては予備自衛官は一万五千人持っております。ところが実際においてこの制度に応諾して予備自衛官になつているものが今日は約九千人程度のものでございます。来年度においてはこれをぜひ一万一千人に増したいということで、それに要する予算に計上しておるわけでございます。

お説のことと幹部を長期に訓練し、また教養を与えてりっぱな幹部をもつて組織して、一般的の隊員を少くするということはいわゆる構成の上からいつても、また実に望ましいことでございままするが、現在の制度において強制する方法を持つておらぬわけでございます。その意味で今日のわが陸上自衛隊の現在の増員計画をするゆえんもそこにあるのは、御承知のように、軍事専門家であられる辻委員も御存じのよう召集できるものがあるのです。ところがわが国においては、約九千しか二、三倍以上の予後備というのがあるのです。これは法律の力でいつでも召集できるものがあるのです。これからいって非常に制度の上においてやむを得ない事態があるということも十分御了承願えるだろうと思うのであります。なおまた一人万人の増員についての先ほど来のお話を承わつておりますと、私の今回の提案は、國防會議の決定によつて十八万にしよう、これは

三十五年を目指したしまして、まさ
さしあたり十六万を一万人だけ増加願
いたいということで、予算が計上され
ているわけでございます。大体陸上部
隊については御承知のようにわが国の
地形——總理もこの点にお触れになり
ましたが、その他からいって、山岳地
帶が多いということから、どうしても
十管区の必要を認めておりまするが、
そういうた多数のことは望めないか
ら、これで六管区混成旅團という十管
位の防衛を陸上においてとりたい、そ
の一端として今回第十混成旅團を増し
たい。陸上自衛隊全体の一万人増勢
は、混成旅團の五千数百人の上にあら
ゆる機械化部隊、通信部隊等をもつ
て、この一万人を一つ編成しようとい
う建前になつておるのでござります。
御承知のように、中部地区、また関東
地区は人口四千数百万人おるわけで
す。またそういった意味においての必
要からこの一万を増勢するのであつ
て、今のような根本的の改編の問題は
重大なる法制上の地位と関連があると
思ひまして、御意見は御意見としてまご
とにごもつともと思ひまするが、現状
において実行し得る可能な程度におい
て、われわれは最善を尽したい、こう
いう存念でございます。

○社委員 先ほど防衛長官から御答弁を承わったのは、この前聞いておるのでも、私はお断りました。時間も惜しいから……。しかしあなたが十単位ということをしきりに言われますか、十単位をそろえることを文句を言っているのではありません。そろえようと思えばそろえる方法があります。それは現在一万の平時定員を一割減らせば出てくる。それを作るために増す。平時定員と戦時定員の差をつけとけば、二年でも応募者が少いのに、三年、五年では来ないだろうという見解は間違います。二年たっても何にもなれない。進級もできないし幹部にもなれないのです。でありますから、現在の隊員は仕事がないから、二年間失業救済のつもりで行け、そして退職金をもらって自動車の運転免許でももらってくれば何とか就職もできるだろ、これが大部分の考え方なんです。それではなしに、五年、十年置く、そうしていい者は幹部への昇進の道を開く、こうなさいますと、隊員の素質がよくなる。安定しておられますから、まじめにやります。そこを私はついておるのであって、現在の制度でむずかしいなんということはおよそ見解が根本的に違うのです。議論をなし返されておる。もう少しまじめに検討してもらえばできる。そうすれば量より質ということになるわけです。この貧乏な国がある失業救済のような者を集めてきて、二年間一万で三千億の検討をしてみるべきものだとこう思いました。

金を使って歩どまりがゼロ、これほど不経済なことはございませんでしょ。総理大臣ほんとうです。でありますから、ことしは仕方がないが来年のこの自衛隊法には募集制度と人員補充の根本制度を検討なさって下さいといふことを言っておる。無理は申し上げております。それが入ってくる者に自信と希望を与える。現在は持つておりません。そして頭数だけふやそうといふ防衛は防衛にならない。これを言つておるのであるが、どうにもお聞きにならぬのであります。総理大臣どうお考えになりますか。

○岸国務大臣 今申しましたように、私は辻委員のお考え自体には非常にごもつともなところがあると思います。しかし具体的に募集方法だとかいろいろな現状のものとの間を検討してみなければ結論も出まいと思ひますから、そういう意味で慎重に検討してみたいと思います。

○辻委員 そこで海上自衛隊の問題です。海上自衛隊の整備目標もこの前議論しましたが、結論を簡単に申しますと、P-2Vと駆逐艦で空中と水中で潜水艦を守ろうというのです。これはいわゆるアメリカの小型の旧海軍ということになります。そうじやなしにアメリカ海軍の最大の欠陥が水中にある。ソ連の潜水艦は四百七十五隻、アメリカの潜水艦は八十隻しかない、この水の中の欠陥です。これを日本が補うといふ意味におきまして、数年前の国会から翼のある小型の潜水艦を作れということを言っておるのであります。これはようやく長官もお認めになつて、ことは何とか研究費も増そうというところまで参りましたが、アメリカの持

たざるものを見たが、日本が持つというところに日本防衛の自主性があるのですございります。同じ型のものを小さく持つてもらえてございます。水中を制するものが海上と水中を制し得るという観点に立ちまして、独創的な整備方針をお示しになつていただきたい、こう思うのですあります。総理の御所信を伺います。

○岸国務大臣 実は私前の戦争当時の國務大臣の一人として、日本の商船隊その他海上の兵力等が潜水艦攻撃等のために非常に急速になくなつた、それが國力の上においても非常に戦争遂行上に支障を来たしたことについて非常に深刻な体験を持つておりました。そこでこの日本の防衛をする上において海上の体制をどうするかという点についても、実はこれをきめますときに本当に検討をいたしました。もしも日本の商船隊やその他のものが同じような事態に瀕すると、食糧の問題を初め日本は大へんなことになるということを考えるわけであります。ところがそれの出てくる案が當時の考えておったこととあまり進歩していない。ほかの面においては私ども予想してなかつたようなずいぶん画期的な変化があるにもかかわらず、やはり今お説の通り潜水艦でコンヴォイし、また空中からこれをなにする、それはなるほど飛行機の性能は當時と違つておりますけれども、その点に関しましても私も専門家にもその意見を言ったことがあります。しかし諸外国の実例をずっと示されて、その点はやはりこの方法でいくことが一番いいというのが結論であつて、それ以外に方法がないということであの案ができたのでござります。当

時何か本中において潜水艦と特別の兵器についての構想、研究が日本にもあるということも、私の方から耳にしたこと�이 있습니다。その効果なりその後力なりというようなものにつきましては、まだまびらかにいたさないから、十分にこれは研究をすべきものである、こういうのが私もその当時つた結論でございます。防衛庁においても研究を進めるということでありますのが、今まだそういう道程でありますので、直ちにそれに切りかえる、今まででは全然無意味だということは、まだ即断することはできないと思います。この研究ができまして、非常に有効なものである、威力があるということが明らかにされば、これでもって切りかえるということはもちろん考えなければならないことであろうと思います。

○辻委員 総理大臣及び防衛庁長官は、
防衛庁長官と話をいたします。
それに大賛成なんです。しかし、その内
部にある文官たちの抵抗が強い、ある
いは旧式軍人の抵抗が強いのが現状な
んです。その後には船会社がある。
もうかる船を作れということになる。
海上艦艇の例をとつてみても、たとえ
ば警備艦を御発注になつたが、あれを競
争入札にすると価格は三割安くなりま
すよ。何がえに特定の商社を選んで、
隨契にしなければならぬか。船会社の利
益と結託したような防衛庁では仕
方がない。独創的なものを、上からや
つたことは必ず実行するだけの気迫をもつ
ておいていただきたい。総理も長官も
いいと言しながら、下僚どもが判ことを
押さぬと手も足も出ないじゃありません
か。そういう事態にあるのが現状でござ
います。これは、このくらいにして、
まして、次いで訓練に移ります。

この前、これは詳しく言つたから重
複は避けます。十分御承知であります
しょう、御報告なさいだと思います。

あの事態を総理はお聞きになつて、防
衛大学校というものは士官学校であり、
自衛隊の幹部を作る最も大事なと
ころに十二月十四日に学生が三百人と
校長、幹事以下四十人がこれに加わつ
て、ステーション・ホテルでダンス・
パーティを開いている。教練は下手くい
そのくせにダンスはうまく。これで自
衛隊の幹部ができるかということを
言った。それに対して長官は行き過ぎ
だと言つている。権校長はしゃあしゃま
としている。権校長の答弁を読んでみ
ますと、校長は、婦人との交際とい
ものも教育のうちの大半の部分を占め

ておると答えて何ら反省の色がないのですよ。士官学校というのは、世界各国とも歴戦の最も勇敢な優秀なものを校長にして、軍隊以上の訓練をしているのが士官学校です。それに投じておる予算は七億二千万円、作った校舎の費用は十五億ですよ。一人の学生に三十数万円の税金を負担しながら特目的に作つておる学校の生徒が——普通の大学の生徒はアルバイトをやつてか苦労しておるときに、税金をもつておる生徒がダンス・パーティをやり、校長以下それに列席してダンスをやるのが何が悪いといつて私に食つてかかるつて。この現場を見てきておる。そういうもので一休訓練ができるとお考えになるのですか。それは慶應大学の教授としてはりっぱな紳士でしょうが、世界のどこに私立大学の教授を士官学校の校長にしておるかありますか。これは日本の独創的人事問題です。人事の根本を刷新しない、まじめにやつて下さいと私は言うのです。あの状態を見たおつた一般学生はどう言つておりますか。アルバイトで夜おそくまで働いておるのである。それを長宵は、多少行き過ぎだと思っておるが、校長は、丁然として婦人との交際は教育の重要な部門であるといって開き直つておる。こういう士官学校が一休世界にあるとお考えになつておるかどうか。

に立つていろいろとやるべきことがあります。しかしながら、たつて将来幹部になる連中を養成する大事な機関でありますから、その教育というものは、一般的の普通におけるところの大半その他の教育とは、また違った意義を持たなければならぬこと、も言ふを待ちません。従つてその事実等につきましては、私どもあまりつまびらかにいたしませんけれども、今お話をのような事態であるとすれば、私は防衛大学の教育としては適切なものであるとは言えないと思います。従つて将来については防衛大学の設置の趣旨にかなうような教育方針をとるべきことは当然だろうと思います。

○社員　それではその繪理大臣の聲明を信じてこれ以上の追及はやめますが、私が心外に思ったのは、長官がまだ詳しいことを報告しておらない、これははははだ心外であります。この前の委員会ではつきりあなたに申し上げております。きょうの質問は総理にそのまま聞くからということを……。

次に大きな問題に最後に移りますが、アメリカがミサイルの研究においてソ連におくれをとった大きな原因があります。これは陸海空の対立であります。予算の面においてなわ張り争いをした。ソ連は独裁国家ですから、重きを向いた。それがアメリカの失敗であり、ソ連の成功であります。そこで日本の負けた原因の大きなものに陸海の対立があつたということは、東条内閣の閣僚として岸總理がだれよりも深刻に痛感されておるはずであります。新軍の建設において心すべきことは、この過去の過失を繰り返してはいけない、その弊を二葉の時期に刈りとらな

ければならぬのであります。現に自衛隊の中におきましてはアメリカのあの三軍対立の制度をまねて、その内部においてすでに対立のきざしがあります。陸海空の物資の調達において不経済の点があります。人事の交流において不便がある。訓練において統一を欠いておる。これをすみやかに統一すべきことは緊急の課題であると思いますが、總理の御所見はいかがでありますか。十分検討した上できめるなんてことを言わずに、もうこの弊害というものはアメリカにおいて抜き差しならぬところにきておる。陸海対立が敗戦の原因であった日本、しかも新しい軍隊に同じような失敗のコースをたどらすのかどうか、この辺を抑えるのが總理大臣の大きな使命であると思ひます。が、いかがでございましょう。

うに十分に注意を喚起いたしております。しかし大事なことであります。あるいはまた具体的にいろいろなことを検討し、いやしくもそういうきさぎが生ずるということであれば、二葉のうちにそういうことをなくして、そうして真に日本の防衛にふさわしい、また最も効率的な、國民から信頼を受けるようななにしなければならないことと言うを待ちませんから、なおこの上とも私は十分に戒心いたしまして、そういうような批判を受けるような事態のないように、この上とも十分な戒心をいたして参りたいと考えます。

○岸国務大臣 放射能の防護についての研究というものを推し進めていかなければならぬことは、御意見通りでありますから、お尋ねいたします。

この問題は、さもなければ、今度の問題は涙をのんで通すが、さもなければ、遺憾ながら与党の一員の私がこの法案には賛成できない。はつきり申し上

てお答えを願いたいのですが、事実私は与党の一員であります。今度のこの自衛隊法案にははなはだ不満であります。しかし与党、政府がきめたものだ。そのきめたものを与党の私がこの席上で反対することは非常に心苦しい。そこで私の総理に対する最後の質問は、ことし十六万を十七万にふやした、これも反対でございますが、これを依然として十八万に向って将米もう一萬ふやそうとなさるのか。これだけの反対を押しつけてことしは一万ふやしたから、アメリカに出した防衛計画の陸上十八万という目標は御破算にして、十七万で将米陸上をふやさない。その金でもって防空火力をやるということをここで聲明なさいますならば、今度の問題は涙をのんで通すが、さもなければ、遺憾ながら与党の一員の私がこの法案には賛成できない。

○社委員 最後に一問。これは私の最後の質問でありますからそのおつもりでお答えを願いたいのですが、事実私は与党の一員であります。今度のこの自衛隊法案にははなはだ不満であります。しかし与党、政府がきめたものだ。そのきめたものを与党の私がこの席上で反対することは非常に心苦しい。そこで私の総理に対する最後の質問は、ことし十六万を十七万にふやした、これも反対でございますが、これを依然として十八万に向って将米もう一萬ふやそうとなさるのか。これだけの反対を押しつけてことしは一万ふやしたから、アメリカに出した防衛計画の陸上十八万という目標は御破算にして、十七万で将米陸上をふやさない。その金でもって防空火力をやるということをここで聲明なさいますならば、今度の問題は涙をのんで通すが、さもなければ、遺憾ながら与党の一員の私がこの法案には賛成できない。

○岸國務大臣 この十八万の目標を定めましたことは、先ほどからも私お答え申し上げておる通り、国防會議においていろいろなデータに基いてわれわれは一応の案を立てておるわけであります。政府もそれを承認して既定の方針といたしております。本年度はその一部として一万を増強しておる。今私の心境をお尋ねになりますならば、私は来年もその計画通り一万ふやすと申し上げるよりほかはないのであります。それを今日私がここで撤回するということは、遺憾ながら申し上げることはできませんが、しかしそういう御意見もありますし、また私どもは自由民主党を基礎としての内閣でござります。一べん国防會議できめたことは未來効こわざないと、いうことではあります。せんから、それぞれの機関なり何に諮詢りまして、変えるべきものがあるならば変える。しかし私は今日のところは、今言つたような政府の方針に基いておりますから、遺憾ながらあなたの御意見のように、ここで明確に変えるということは申し上げられないことを御了承願いたいと思います。

のを、私は記憶しておる。その点を忘れになつたかもしませんが、一筋を読み上げますと、こういう演説の趣旨であつたことが報道されております。「現在、世界の平和は、東西両陣営との間の力の均衡によつて保たれておりますが、最近における軍事科学の進歩は、相互に相手を追い抜こうとする新しい競争を招いてとどまるところを知りません。このよくな、力による安寧への保障が、一時的な平和維持の役割を果してゐることは事実であります。これがによつては、決して、恒久の平和はもたらされないことも明らかであります。いかにすれば、眞の平和を、もつと安定した、もつと恒久的な基礎の上に築くことができるか、これそ、今日、全人類が当面している最大の課題であり、わが国にとっても、國家の安危にかかる政治の眼目そのものであります。」こういった實に含蓄なものであります。この貫く意義は、現在の國際間の対立の中で力の政治によつて眞の平和を貫き通すことができないという岸総理の信念に立つて、それならばどういうことによつてほんとうの恒久的平和を築くかということに非常に苦惱されておる節を見受けて、私どもは非常に意を強くしておるのであります。そこでそれならばぜひとも眞の恒久平和、わが国の安全を達成する構想を總理から一つ十分に納得のいくほど具体的に聞きたいと思うのであります。まず總理が抱かれておる恒久的な平和機構といふものについて具体的にお示し願いたい。

は平和を望んでいるものだと思われます。そういう見地から平和を望んでおられるがゆえに、今言つたような事態においては、競うて軍備競争しなければなりません。だからそれを進めるためには、やはり両陣営の巨頭の間に一つ十分な話し合いをして、そうして世界が安心するような緊張を緩和するような取り組みができるてくるということが望ましいと思います。また本来そういう機関が国際連合だらうと思います。ところが国際連合においてそういう問題が取り上げられるときは、安理会であります。だから問題はそれらを破る面からいうと、両巨頭会議といふようなものが行われて、そこでも実態であります。だから問題は情勢からいうともっともと考えられて、また実行可能性のある道じゃないか、またわれわれはそれについて、われわれ自身が巨頭でもなければ、われわれ自身が当事者でもありませんけれども、そういう機運を世界的に盛り上げて、そうして両巨頭の会談というものを実現する、そしてその目的を達する、こういうことがわれわれの進んでいかなければならぬ道だ、かようになります。

今まで、終戦後岸内閣を含めてその対立の中で安保条約その他をアメリカとの協力関係を強めて、この中で基地その他を提供するし、あるいは軍事的な協力を強めておる。そういうならばその一方の陣営であるアメリカとの協力関係を強めて、この中で基地その他との間に結んで、そして言うならばその一方の陣営であるアメリカとの協力を強め、あなたが祈念される恒久的な平和安全という道が達成されるかどうか。あなたはほんとうにこれによつての日本での安全が保たれるんだ、そこに恒久的な平和を確立することができるんだという信念をお持ちになつておられるかどうか、その点をお聞きしたい。

○岸国務大臣 私は、またわれわれの党は、しばしば申し上げてゐる通りに、世界の眞の恒久的の平和——またわれわれの念願しておる平和といふのは、ただ単に一時的に戦争がないということではなくして、ほんとうに人間が自由を享受し、すべての文化を向上させしめ、人間としての生活を幸福ならしめていくような基礎の上に、平和がいいこと恒久的に設けられるということが念願の趣旨だと思います。この立場に立ちて考え、よく自由陣営の一員だとかなんとかいう言葉を用いられますが、私はこの理想を同じくする人とともに、世界の平和をその基礎の上に作り上げようというのが、実は私どもの念願の基礎であります。あるいはこれに反して共産主義の立場でもって世界の平和を作り上げる、共産主義の世の中に対するすべてをした方がよろしいという考え方の方があるかもしませんけれども、私並びにわれわれの政党の考え方上げようというのが、実は私どもの念願の基礎であります。そこで私は、決して私どもがアメリカとの提携を深

ませんが、私はそういう性質のものでないと思います。ほんとうの防衛といふものは、かりに日本の国民があげてこれに反感を持ち、これを拒否しているところにもついて、強制的にそういう武器を持ち込んで、果して外国軍隊が戦闘行為やなにかができるかと考えてみますと、これはできないと思います。これは世界のどこの歴史を見ても、国民が反対しているそれを押し切ってもなんというのは成功しません。だからほんとうに安保条約の精神を体してやるという場合におきましては、私は強く、日本は核兵器で武装しない、あるいは核兵器の持ち込みはさせないと言っている。これがもしも国民が、私が言っている、われわれが考えていることは間違っている、あのものは用いた方がよろしい、それを政府ひとりが独走してそういうことを言っているのだという国情にかりになつて、持ち込んでも国民がそれに協力するというような態勢が万一にもあるといふのなら別ですけれども、私はそういうことは絶対にない、という確信に立っておりますから、これをもしも、それは理屈に合わない、それは間違っているという考え方でアメリカが何か言うことに對しましては、私は十分に私の言うことについての合理性と、確信と国民的世論のバッタというものを信じておりますから、私はアメリカに對しても十分にそれは納得せしむるだけの覺悟を持っております。ですから、それでもかりにアメリカがどうしても日本と断つというのなら、それは日本は独立国ですから、アメリカの言うことは何でも聞かなければならぬということはない。最後には強制力を屈しな

ければ日本が立つていかぬということはない。そういうことをすることこそ真に独立、自主の立場の日本としては正しい考え方であり、国民的のほんとうの一一致した意見と、うものに対しましては、各国をしてこれを承認せしめるよう努力するのが政府の務めである、こう思つております。

○木原委員 先ほど総理は、今世界が原水爆の脅威にさらされておる。この

製造、貯蔵、実験禁止、こういうことをやらなければいけないが、それには巨頭会議の開催その他話し合によつてそういう方に持っていくことを期待する。それでなければ恒久の平和は維持することができないということをおっしゃいましたが、私どもその考えには双手をあげて同意するのでございまが、そういうような考え方方に立てば、アジアの平和維持ということから中国、こういったような人たちがお互いに胸襟を開いて、アジアの危機あるいは侵略というような問題についてよく話し合いをなさって、そして日本を中心とする米、ソ、中国、こういったようなものとの間の集団的な不侵略、安全保障の道をここから切り開いて、日本の絶対安全という立場を守るためにアメリカ軍の撤退とか、あるいはアメリカ軍の軍事基地を、その条約の締結を条件として、どいてもらう。そしてアジアに大きな平和地域をここから作り上げるというようなことが、これほどしても恒久的な平和構想といふあなたの信念からもここにいかなければならぬ、こう思つてございます

が、そういうような立場に立つて努力

をしてみられる御決意があるかどうか、お伺いしたい。

○岸国務大臣 今日の国際情勢から申しますと、米ソの対立、米ソが軍事力の競争の中心になつておつて、そして力

のバランスによつて平和を保つといふのが行われておるのが現状であります。

○木原委員 もののような考え方方が、国連というあの崇高な憲章の精神に基いて、これに参

加しておる國々によつて譲せられておりながら、あるいは拒否権の發動によつて、安保理事会のそういうふうな提案

されない。あるいはまた軍縮会議が催されておつても、それが決裂してやれ

ない。これを再開する日途もまだ立たないというような情勢が、現在の国際情勢であると思うのです。今の米、ソ、中

國、日本というようなものの不可侵条約を作つたらしいじゃないか。この

それができる国際情勢であるならば、それができる問題であるところの

今世界的の問題である軍縮問題や、あるいは安保理事会等に提案されておる

この世界平和確保に関するところの問題が、あんな状況にはならぬと思う

のです。あんな状況になるような対立の激化をおるときにおいて、米ソを含めてここに東洋だけの何を作れといわれましても、これは今

の国際情勢と、それを正確に把握し、分析しながらの

御意見もありますけれども、それはと

うていい実現しないものであつて、もう少し從来から問題になつておるいろいろなことが解決されるならば、当然そ

ういう問題は自然になくなる問題であります。そういう意味におきまして

も、從来のことを続けていく方が有効であり、今のよくなお考えに對してあります。

○木原委員 現在の切迫した情勢については私どもよくわかるのでございま

ますが、それだからといってそれをそのまま激化させておつたんでは、あなた

の施政方針で言われた恒久の平和と

いうことが、永久にできないというこ

とに結論せざるを得ないのです。双方

が軍備の拡張をやり、大陸間弾道弾ある

いはIRBM、こういつたようなもの

で対立しておる、その一方の中に日本

が入つて協力する、この態度をいつまでも持ち続けていくならば、あなたの

言われる恒久平和ということは、これから念仏に等しいと思うのです。だ

からこそ、これは困難があるうとも一つの問題を——原水爆の問題につい

ても巨頭会議によつてこれを解決しようといふことをおつしやるのであります

が、この日本の問題もそういうよう

な話し合いの中での一つの解きほぐし

ながら解決をしていくという方向にいかなければならぬ。そのためには少く

とも現実の政治において、その対立を化していくという考え方であります。

○木原委員 その問題はこれで打ち切

りまして、次に移りますが、昨年の十

月の四日にソビエトで第一回の人工衛星が打ち上げられた。その後十月の二

十二日に、防空装備委員会というのが防衛庁の中にできておる。この委員会

は、誘導弾の研究、開発を通じて自衛隊の誘導弾の整備を中心とする防空体

に放置しておこうとか、あるいはそれを激化する方向に政策をとろうといふことを申し上げているのではありませんから、その御質問の御質問の防空装備委員会といふのは、

単純なる部内における各部局等の連絡をいたしまして、関係部局の者が寄つて今後の装備をどうするかということについて審議していこうという機関であります。ただ、そういうお考えはありますまいけれども、たとえば安保条約に

責任ある地位をもつて、あの機関を通じてあらゆる努力をいたして参つてお

りますが、今後もいたすつもりであります。ただ、そういうお考えはありますまい。

○津島国務大臣 私はそういう問題に関しましては、日本が国連の一員であ

ります。私は、日本が国連の一員であり、また安保理事会の非常任理事国に

も選出されたのでありますから、その御質問の防空装備委員会といふのは、

官でもよろしくおぞいます。御承知だと思います。私はそういう問題に関しましては、日本が国連の一員であります。

○津島国務大臣 お答えいたします。

御質問の防空装備委員会といふのは、

単純なる部内における各部局等の連絡

をするために、特に事務次官を委員長

として、御質問の防空装備委員会といふのは、

単純なる部内における各部局等の連絡

をするために、特に事務次官を委員長

として、御質問の防空装備委員会といふのは、

単純なる部内における各部局等の連絡

をするために、特に事務次官を委員長

成とともに、装備についても当然改善を施さなければならない。いわゆる量より質の問題であります。これは防衛整備目標にもそのことが強調され、また国防の基本方針に乗つておるわけであります。これはたまたま ICBM といつたようなものが発射されたという時期には相なつておりますが、ICBM に対する防衛の装備をどうするかといふことを具体的な課題として、この委員会ができたという趣旨ではございません。

○木原委員 十月二十二日に装備委員会がで、さらには十二月十九日の日米安保委員会で自衛隊装備の近代化を促進するということに意見が一致しました。その結果その近代化の目的のため、日本側の要諦で、例の空対空誘導弾、サイドワインダーをアメリカから購入することになつておるが、自衛隊の近代化とそれに伴うサイドワインダーの購入といふ一連のことは、自衛隊の近代化を具体的にどうしようといふことでござりますか。この点詳しく述べておきたい。

○岸國務大臣 お答えいたします。先ほど申しましたように、自衛隊の装備を改善し、またこれが刷新をかかるといふ方針のもとに、各部隊に応じておのおの適切なる装備をはかつていこう合いで、これを供給するのに容易であるといふことが目的でございます。たゞいま御引用になりましたサイドワインダーは、十二月十九日に米との話し合いで、これを供給するのに容易であるといふことがあつたわけでありまして、相手方の航空機がわが上空に来た場合に、現在の迎撃戦闘機をもつてし

ては、その上昇の限度、性能について欠陥があるだらう、なるべくそういうふた欠陥のない、よう防衛の目的達成を施さなければならぬ。いわゆる量より質の問題であります。これは防衛整備目標にもそのことが強調され、また国防の基本方針に乗つておるわけであります。これはたまたま ICBM といつたようなものが発射されたという時期には相なつておりますが、ICBM に対する防衛の装備をどうするかといふことを具体的な課題として、この委員会ができたという趣旨ではございません。

○木原委員 十月二十二日に装備委員会がで、さらには十二月十九日の日米安保委員会で自衛隊装備の近代化を促進するということに意見が一致しました。その結果その近代化の目的のため、日本側の要諦で、例の空対空誘導弾、サイドワインダーをアメリカから購入することになつておるが、自衛隊の近代化とそれに伴うサイドワインダーの購入といふ一連のことは、自衛隊の近代化を具体的にどうしようといふことでござりますか。この点詳しく述べておきたい。

○岸國務大臣 お答えいたします。先ほど申しましたように、自衛隊の装備を改善し、またこれが刷新をかかるといふ方針のもとに、各部隊に応じておのおの適切なる装備をはかつていこう合いで、これを供給するのに容易であるといふことが目的でござります。たゞいま御引用になりましたサイドワインダーは、十二月十九日に米との話し合いで、これを供給するのに容易であるといふことがあつたわけでありまして、相手方の航空機がわが上空に来た場合に、現在の迎撃戦闘機をもつてし

ては、その上昇の限度、性能について欠陥があるだらう、なるべくそういうふた欠陥のない、よう防衛の目的達成を施さなければならぬ。いわゆる量より質の問題であります。これは防衛整備目標にもそのことが強調され、また国防の基本方針に乗つておるわけであります。これはたまたま ICBM といつたようなものが発射されたという時期には相なつておりますが、ICBM に対する防衛の装備をどうするかといふことを具体的な課題として、この委員会ができたという趣旨ではございません。

○木原委員 十月二十二日に装備委員会がで、さらには十二月十九日の日米安保委員会で自衛隊装備の近代化を促進するということに意見が一致しました。その結果その近代化の目的のため、日本側の要諦で、例の空対空誘導弾、サイドワインダーをアメリカから購入することになつておるが、自衛隊の近代化とそれに伴うサイドワインダーの購入といふ一連のことは、自衛隊の近代化を具体的にどうしようといふことでござりますか。この点詳しく述べておきたい。

○岸國務大臣 お答えいたします。先ほど申しましたように、自衛隊の装備を改善し、またこれが刷新をかかるといふ方針のもとに、各部隊に応じておのおの適切なる装備をはかつていこう合いで、これを供給するのに容易であるといふことが目的でござります。たゞいま御引用になりましたサイドワインダーは、十二月十九日に米との話し合いで、これを供給するのに容易であるといふことがあつたわけでありまして、相手方の航空機がわが上空に来た場合に、現在の迎撃戦闘機をもつてし

ては、その上昇の限度、性能について欠陥があるだらう、なるべくそういうふた欠陥のない、よう防衛の目的達成を施さなければならぬ。いわゆる量より質の問題であります。これは防衛整備目標にもそのことが強調され、また国防の基本方針に乗つておるわけであります。これはたまたま ICBM といつたようなものが発射されたという時期には相なつておりますが、ICBM に対する防衛の装備をどうするかといふことを具体的な課題として、この委員会ができたという趣旨ではございません。

○木原委員 すでにサイドワインダーを購入する。そのほかいろいろミサイル兵器が前に日本に導入されておる。こういう一連の行為から、もはや政府は自衛隊の装備をミサイル化するといふことに踏み切つたものと見て差しつかえないと思う。そこで自衛隊の近代化、すなわち誘導弾を持つたり、ある兵器が前に入れておる。

○岸國務大臣 お答えいたします。先ほど申しましたように、自衛隊の装備を改善し、またこれが刷新をかかるといふ方針のもとに、各部隊に応じておのおの適切なる装備をはかつていこう合いで、これを供給するのに容易であるといふことが目的でござります。たゞいま御引用になりましたサイドワインダーは、十二月十九日に米との話し合いで、これを供給するのに容易であるといふことがあつたわけでありまして、相手方の航空機がわが上空に来た場合に、現在の迎撃戦闘機をもつてし

ては、その上昇の限度、性能について欠陥があるだらう、なるべくそういうふた欠陥のない、よう防衛の目的達成を施さなければならぬ。いわゆる量より質の問題であります。これは防衛整備目標にもそのことが強調され、また国防の基本方針に乗つておるわけであります。これはたまたま ICBM といつたようなものが発射されたという時期には相なつておりますが、ICBM に対する防衛の装備をどうするかといふことを具体的な課題として、この委員会ができたという趣旨ではございません。

○木原委員 すでにサイドワインダーを購入する。そのほかいろいろミサイル兵器が前に入れておる。こういう一連の行為から、もはや政府は自衛隊の装備をミサイル化するといふことに踏み切つたものと見て差しつかえないと思う。そこで自衛隊の近代化、すなわち誘導弾を持つたり、ある兵器が前に入れておる。

○岸國務大臣 お答えいたします。先ほど申しましたように、自衛隊の装備を改善し、またこれが刷新をかかるといふ方針のもとに、各部隊に応じておのおの適切なる装備をはかつていこう合いで、これを供給するのに容易であるといふことが目的でござります。たゞいま御引用になりましたサイドワインダーは、十二月十九日に米との話し合いで、これを供給するのに容易であるといふことがあつたわけでありまして、相手方の航空機がわが上空に来た場合に、現在の迎撃戦闘機をもつてし

ては、その上昇の限度、性能について欠陥があるだらう、なるべくそういうふた欠陥のない、よう防衛の目的達成を施さなければならぬ。いわゆる量より質の問題であります。私はそれによつて、憲法違反の戦力を持つということになると反の戦力を持つということになるとは思ひません。

○岸國務大臣 何が戦力ということについては、過去の国会でいろいろ論議されておりまして、これは一にわが航空機の装備の改善をはかる、しかして言葉としてこれを近代化という言葉を当てはめれば、一の近代化であるといふことを申し上げて差しつかえないと思ひます。

○木原委員 何が戦力ということについては、過去の国会でいろいろ論議されておりまして、これは一にわが航空機の装備の改善をはかる、しかして言葉としてこれを近代化という言葉を当てはめれば、一の近代化であるといふことを申し上げて差しつかえないと思ひます。

○岸國務大臣 何が戦力ということについては、過去の国会でいろいろ論議されておりまして、これは一にわが航空機の装備の改善をはかる、しかして言葉としてこれを近代化という言葉を当てはめれば、一の近代化であるといふことを申し上げて差しつかえないと思ひます。

○岸國務大臣 何が戦力ということについては、過去の国会でいろいろ論議されておりまして、これは一にわが航空機の装備の改善をはかる、しかして言葉としてこれを近代化という言葉を当てはめれば、一の近代化であるといふことを申し上げて差しつかえないと思ひます。

○岸國務大臣 何が戦力ということについては、過去の国会でいろいろ論議されておりまして、これは一にわが航空機の装備の改善をはかる、しかして言葉としてこれを近代化という言葉を当てはめれば、一の近代化であるといふことを申し上げて差しつかえないと思ひます。

○岸國務大臣 何が戦力ということについては、過去の国会でいろいろ論議されておりまして、これは一にわが航空機の装備の改善をはかる、しかして言葉としてこれを近代化という言葉を当てはめれば、一の近代化であるといふことを申し上げて差しつかえないと思ひます。

○岸國務大臣 何が戦力ということについては、過去の国会でいろいろ論議されておりまして、これは一にわが航空機の装備の改善をはかる、しかして言葉としてこれを近代化という言葉を当てはめれば、一の近代化であるといふことを申し上げて差しつかえないと思ひます。

○岸國務大臣 何が戦力ということについては、過去の国会でいろいろ論議されておりまして、これは一にわが航空機の装備の改善をはかる、しかして言葉としてこれを近代化という言葉を当てはめれば、一の近代化であるといふことを申し上げて差しつかえないと思ひます。

護法というものをあって、軍事あるいは外交の面について機密保護をされても、結局裁判で公開されて一切の機密が国民の前に明らかにされてしまうということになれば、これは実行ができるないと思うのです。だからそういうことが、その点についての総理の御意見はいかがでありますか。

○岸国務大臣 お答えいたしました。先ほども防諜法ということで保健委員から御質問があつたことに対しでお答え申し上げましたが、私は独立国家が、國家存立の上からしまして、最高の機密に属するところのものを持ち、それが牒報活動等によって外國に盗まれていくとか、あるいはそのために外交上非常な不利な事態を生ずる、あるいは裁判の公開があるからもう日本では一概に保護する手段を講ずるということは私は当然であると思います。ところが極端なことを申しますと、どこの国だって外交上の暗号に対しては、これが秘密を保護するという立場をとつておるることは御承知の通りであります。そういう現状にあるい、野放しであるというような国は、独立国としてはほとんど考えられないことではないか。そういう現状にある日本の状況を見ますと、いろいろ考えさせられることが多いのではないか。そういう意味において、私どもとしては十分な案を持つておるわけではございません。ただ一般的の考え方として、根本を申し上げたわけであります。

○木原委員 野放し云々の問題ではなくて、私どもが聞きたいのは、そういう意味において、防諜法であるとかあるいは機密保護法であるとかいうような考え方についても、私は十分検討してみたといふことを先ほどお答え申し上げたのであります。しかし

同時に日本の憲法のいろいろな条項とは外交の面について機密保護をされても、結局裁判で公開されて一切の機密が国民の前に明らかにされてしまうことになれば、これは実行ができるないと思うのです。だからそういうことが、その点についての総理の御意見はいかがでありますか。

○岸国務大臣 お答えいたしました。先ほども防諜法ということで保健委員から御質問があつたことに対しでお答え申し上げましたが、私は独立国家が、

国家存立の上からしまして、最高の機密に属するところのものを持ち、それが牒報活動等によって外國に盗まれていくとか、あるいはそのために外交上非常な不利な事態を生ずる、あるいは裁判の公開があるからもう日本では一概に保護する手段を講ずるということは私は当然であると思います。ところが極端なことを申しますと、どこの国だって外交上の暗号に対しては、これが秘密を保護するといふことは私は放しにしておくということは、国家機密を漏洩され、牒報活動の対象とされてしまうのであります。なるほど沖縄の基地から日本本土へ飛ぶ場合においては、原則として国際規定があるからといって、かりに機密保護法というものが設けられておらず、裁判は公開しなければならぬということで公開されるとしても、すでにその機密は何らかの形において漏洩され、牒報活動の対象とされてしまうのであります。なるほど沖縄の基地から日本本土へ飛ぶ場合においては、原則として国際規定があるからといって、かりに機密保護法というものが設けられておらず、裁判は公開しなければならぬといふことは、一応形式的には条約の性格上そうであるかも知れませんが、それだからといってこれを放置するということになると、これは国民に非常に大きな不安があると

○岸国務大臣 憲法の問題につきましては、私ども全体を一つ再検討してみるという意味において、憲法調査会とついて権威者が検討を加えておることを将来に對して戒めるということがなされるということと、全然それを野放しにしておくということは、国家機密を漏洩され、牒報活動の対象とされてしまうのであります。なるほど沖縄の基地から日本本土へ飛ぶ場合においては、原則として国際規定があるからといって、かりに機密保護法というものが設けられまして、今調査をいたしております。いろいろな条章について権威者が検討を加えておることを将来に對して戒めるということがなされるということと、全然それを野放しにしておくということは、国家機密を漏洩され、牒報活動の対象とされてしまうのであります。なるほど沖縄の基地から日本本土へ飛ぶ場合においては、原則として国際規定があるからといって、かりに機密保護法というものが設けられまして、今調査をいたしております。いろいろな条章について権威者が検討を加えておることを将来に對して戒めるということがなされるということと、全然それを野放しにしておくということは、国家機密を漏洩され、牒報活動の対象とされてしまうのであります。なるほど沖縄の基地から日本本土へ飛ぶ場合においては、原則として国際規定があるからといって、かりに機密保護法というものが設けられまして、今調査をいたしております。いろいろな条章について権威者が検討を加えておることを将来に對して戒める

○岸国務大臣 憲法の問題につきましては、私ども全体を一つ再検討してみるという意味において、憲法調査会とついて権威者が検討を加えておることを将来に對して戒めるということがなされるということと、全然それを野放しにしておくということは、国家機密を漏洩され、牒報活動の対象とされてしまうのであります。なるほど沖縄の基地から日本本土へ飛ぶ場合においては、原則として国際規定があるからといって、かりに機密保護法というものが設けられまして、今調査をいたしております。いろいろな条章について権威者が検討を加えておることを将来に對して戒める

○岸国務大臣 憲法の問題につきましては、私ども全体を一つ再検討してみるという意味において、憲法調査会とついて権威者が検討を加えておることを将来に對して戒めるということがなされるということと、全然それを野放しにしておくということは、国家機密を漏洩され、牒報活動の対象とされてしまうのであります。なるほど沖縄の基地から日本本土へ飛ぶ場合においては、原則として国際規定があるからといって、かりに機密保護法というものが設けられまして、今調査をいたしております。いろいろな条章について権威者が検討を加えておることを将来に對して戒める

○岸国務大臣 憲法の問題につきましては、私ども全体を一つ再検討してみるという意味において、憲法調査会とついて権威者が検討を加えておることを将来に對して戒める

○岸国務大臣 憲法の問題につきましては、私ども全体を一つ再検討してみるという意味において、憲法調査会とついて権威者が検討を加えておることを将来に對して戒める

○岸国務大臣 憲法の問題につきましては、私ども全体を一つ再検討してみるという意味において、憲法調査会とついて権威者が検討を加えておることを将来に對して戒める

○岸国務大臣 憲法の問題につきましては、私ども全体を一つ再検討してみるという意味において、憲法調査会とついて権威者が検討を加えておることを将来に對して戒める

みても、原爆を積んだものが日本の上空をパトロールするというようなことはナンセンスであり、意味がないことじゃないか、「ほんとうにナンセンスだ」と呼ぶ者あり。それは考えられない、絶対にそういうことはないということだけははつきり申し上げておきます。

○木原委員 今総理はナンセンスだと言われるし、またその辺のヤジウマもナンセンスだということを言っておりましたが、現にイギリスではアメリカ軍がパトロールしたというので大きな問題になつておる。これもないとも言えないとと思うのです。また原爆を搭載したものがパトロールではなくて何かの軍事目的で日本の上空を飛ぶというようないいとも、私は絶対にないとは言えぬと思います。絶対あるとも言えないかもしれないが、絶対ないとも言えない。あるいはあるという可能性もあると思います。現にイギリスあたりでそういう事例があるのですから、それを目米委員会の議題とされて、そうしてこの問題を根本的に解決をしてもらいたいとも言えぬのです。だからこれはせつかくこういった核兵器を持ち込むことを許さないという御意念でありますから、非常にけつこうだと思う。だからそれを広げて、いかなる場合においても領空内には持ち込まないということを許さないという御意念であります。これは委員会の議題とすることには、これは一向差しつかえないと思う。これは何と申しましても、八千万の国民の安危に因する問題ですから、これは委員会の議題にかけて問題の解決をやつて、そうして事故を未

然に防ぐということが、政府の私は極的責務だらうと思う。その点についてはナンセンスであり、意味がないことだ」と呼ぶ者あり。それは考えられない、絶対にそういうことはないといふことだけははつきり申し上げておきます。

○岸国務大臣 もしもわれわれがそうして総理の御見解をお伺いしたい。

○岸国務大臣 もしもわれわれがそうして総理の御見解をお伺いしたい。然に防ぐということが、政府の私は極的責務だらうと思う。その点についてはナンセンスであり、意味がないことだ」と呼ぶ者あり。それは考えられない、絶対にそういうことはないといふことだけははつきり申し上げておきます。

然に防ぐということが、政府の私は極的責務だらうと思う。その点についてはナンセンスであり、意味がないことだ」と呼ぶ者あり。それは考えられない、絶対にそういうことはないといふことだけははつきり申し上げておきます。

○岸国務大臣 もしもわれわれがそうして総理の御見解をお伺いしたい。

返還とともに、あれが沖縄のキプロス的な軍事施設として強化されることに対する不安、それを拒否しなければならぬという強い考え方をだれでもが持つておるだらうと思う。そういう点も加えて、やはりこれから折衝は進めらるべきだらうと私は思うのですが、その沖縄に施設せられる米軍の軍事施設が、全く近代化していく現在の進行状態について、総理は何ら先方にこちらの国民の願望というものを伝えられたことがありますかどうか。

それからもう一つお聞きしたいのは、きょうの新聞で見ますと、昨日の外務委員会において、信託統治の問題について、今そういうことを聞かれれば、アメリカは信託統治をやるという立場に答弁する以外にない、こう申されておりますが、この信託統治の点に関しては、国連憲章をさしあげて検討してみますと、米国が自発的に信託統治に持っていく、こうしたことにも可能なような点もありますけれども、また一方、国連に加盟している國の間ににおける信託統治というものは、これはなしではならないという条項もあります。私たちば、やはりそういう立場を日本の立場として強く向うに打ち出して参るべきが至当ではないか、こう思ふわけなんです。沖縄の問題は沖縄の住民の問題であり、またわれわれ祖国の全体の問題である。それが、施政權返還とともに、軍事基地としてわれわれの安全に脅威を与える、そういう方向に行くことに対する阻止を考える、また信託統治になつていくようなことに對

○岸国務大臣　今までの国民の多数の気持、また住民の多数の気持も、とにかくこの沖縄に対して日本が潜在主権を持つているのであるから、これの施政権が一切アメリカにゆだねられておらずなさるかどうか、それを一つお聞きしたいと思います。

だれでもがそういう立場に考えておらずなこの点について、總理は今までもアメリカに対し申されたかどうか、今後そういう立場に立つて強い交渉をしたいと思います。

ことだとと思うのです。私が今申ししたようなこの点について、總理は今までもアメリカに対し申されたかどうか、今後そういう立場に立つて強い交渉をなされるかどうか、それを一つお聞きしたいと思います。

は、いろいろ条約上の規定、いわゆる信託統治の問題やなんかに関連しての法律、条約上の解釈問題もいろいろ出て、議論になつております。この議論をされる方は、もちろん日本の主張を何とかしてアメリカに主張するための主張を強めるという、またそれを強めて、一日も早く施政権が返つてくるようになることが国民の要望であると、いう見地から、そういうふうな解釈論も出てきておると私は思うのであります。しかしこれについては、解釈上の疑義が全然ないわけじやございません、そういうなにもありますけれども、要は条約上の規定はどうだということよりも、根本は、アメリカがほんとうに日本国民の国民感情なり、また住民のはんとうの考え方なり、また日本に施政権を返しても、今の国際情勢に対応する、いわゆる防衛の手段を講ずることについて支障を来たさない、というよう、日本に対しての信頼関係が深まつてくるならば、この問題が解決し、そうでなければ、たとい条約上の条文の議論を持ち出しても、なかなかこれは実現しない問題だろうと思います。そういう意味において、私は、解釈の問題についてはいろいろ議論もあるけれども、特にそれを取り上げて持ち出すことが、非常にわれわれの主張を強化せしめるゆえんには考えませんということを、從来申し上げておるのであります。

を日本に復帰せしめる、日本に施政権を返すという問題に対しましては、私は先ほど申し上げておるような考え方を立つて、今後といえども強くそれを実現するよう努力をいたす覚悟であります。

○西村(力)委員 沖縄が全島軍事基地化されることに反対することは良識ではないというような、良識ある国民はこれを認めておる、こういうような御発言でございますが、しかしそういう認定の仕方は、これは国民の実際の気持ちを確実に把握するものとは思えない、こう思うのです。

ところで総理は、「一方において施政権の返還を要詣しつつ、一方においては沖縄が全島軍事基地化されることを承認する立場をとる、こうしたことではございますが、そうしますと、施政権の返還要請をして、それがいれられた場合にはおいては、当然アメリカ側における沖縄の軍事基地化というものはそのまま承認するんだ、こういうことに相なると思うのですが、それはいかがでござりますか。

○岸国務大臣 今沖縄が全島あげて原子力基地化しておるんだというお話をございますが、私はさようには事態を見ておりません。もちろん私は将来日本に返つて参ります場合において、原子弹の問題に關しましては、從来とも日本の領土内においては、意見をはつきり申し上げておりますよな、すなわち自衛隊におけるそういう核兵器の裝備はしない、また日本の領土内にそれが持ち込まれることについてこれを拒否するということを申しております。従いまして、日本に返ってきた暁において、もしもそこが原子力でもつ

て原子基地になつておるというような事態であったならば、その改善を求めるということも、私の今の考え方からいえば当然の帰結だろう、こう思ております。

○西村(力)委員 そうしますと、沖縄の施政権返還の要請がいれられた場合において、その代替として新しく沖縄だけに限定された一つの軍事協定、行政協定的なものを結ぶという意図は全然ない、今の御答弁を聞きましてどういう工合に聞えるのです。たしかに現実に進行している沖縄の原子基地化が現存する限り、これを撤去するべく要請をするというような希望を申されおりますけれども、しかしそれは現実上は不可能でありまして、その現状といふものはそのまま承認しなければならないような協定というものを向こうから要請されるに違ひないではないか、われわれとしてはそういう工合に感ずるのですが、そういう事態の場合において、今申された希望を達するため、あるいはその返還のときにおいて確実に排除するためなどいろいろ工合をおやりになるか、これはいつになるかわからぬ。施政権が返還になると、いうわれわれの要請が達せられたときのことになりますが、そのときに当つて現状を承認するというような工合にいかざるを得ないようになることを憂えるがために、お答えを願いたいと思います。

言うを待たないであります。方針としてはさつき申しましたような方針を実現したいというのが今の私の気持でございます。具体的の問題につきましては、もう少しそういうような問題が出てきておるということであれば私も真剣にそれをなにしなければなりませんが、私の気持としては今申し上げた通りであります。

○西村(大臣) 次に、木原委員の質問がございましたが、日本の国に核兵器が持ち込まれるという問題、これは絶対にないというお言葉を繰り返されおりましたが、しかしこの論議はずいぶん長い間いろいろな場において行われましたが、私たちにはせつからく総理がどう言われることを信じたいがために、そう言われる根拠はどこにあるのか、こういうことが知りたいわけなのです。絶対にないということを断言する根拠というものはあるのか。いろいろ協定上の問題があればこれは大へんはつきりするでしょうし、またこちらから正式にそういうことをいつどこでだれに申し入れたとき、にこういう確答があつたということ、あるいは今聞かれておる日米安保委員会における極東の米軍の裝備、配備、そういうこととの説明の場合において、明確にせられたそのようないろいろなところがはつきりどれでも示されることによって、私たちは安心ができるだろうと思うのです。ただそう信じる、うものはなかなか手拭きできない。われわれもどうもこれだけの言葉でもつて

全面的に不安を解消することはできぬいと感じているわけなのでございます。この点についてもう一段とはつきりした信念の基礎というものをお示し願いたい。

○岸国務大臣　米軍の原子兵器持ち込みの問題あるいは原子力部隊の駐屯の問題といふものは、ずいぶん前からそういう論議もありますし、一部事実が誤まり伝えられたこともござりますが、かつて重光・アリソンの会談においてもそういうことが話し合はれておられるようでありますし、またアメリカの方は、國防省、國務省あたりの発表において、かつて日本に原子力部隊が配置されるだろうというような新聞記事を取り消した事實もございますし、その後昨年の私と大統領の会談の結果設けられました日米安保条約に基いた両国の合同委員会における審議の要綱としまして、米軍の配備の問題が出ておりました。配備というのに裝備が入るのかどうかという御議論もありましたが、当然軍隊の配備についてはその裝備も入るのであるということを申し上げておりますし、従つて日本の知らない間に日本に持ち込まれるということは、日本の同意なくして持ち込まれることはないといふことを申し上げたのでありますし、そうして、そういう事實も絶対に今日までありませんし、そういうような経過をとつて今後日米合同委員会において、そういう場合においては十分に協議をしていくという意向になつておる、こういうことを考えますと、一部で心配されておるようわれわれの知らない間に持ち込まれるといふのは絶対にないということを私は明確に申し上げるのであります。

○西村[力委員] そういうことでありますけれども、私たちがこの間開かれましたNATOの会議の結果を見ておりましたと、あのところにおいていろいろあるその防衛機構の中に核兵器を持ち込む、そういうような相談がありましたが、結局それを入れるような工合になりましたけれども、しかし実際にその協定の内容では、その国の承認がなければ誘導弾、弾道弾というようなものを入れられない、こういう工合にしっかりとそこで押えておるという工合になつておるのでございまして、あれで初めてイギリスにおいてもああいう申し入れがあつて、新しく協定を結んでおる、こういうような話し合いをせられたにしても、十分にそのことが完全に安心せられるものであるという工合には参らないわけなんです。そして今のようなお話をりますけれども、しかし常識としましてアメリカの戦略空軍が水爆、原爆を積んで空中に飛んでおる。もちろん日本上空をペトロールしないでしようけれども、日本の中に米軍の基地がある限りにおいて、そこにも点々と途中の中継ぎ点として日本の基地にも入つてくることがあるだらう。あるいは第六艦隊は原爆を持つておる。第七艦隊も原爆を持つておる。そういうふうな形においてこれはわれわれの知らぬ間に当然入ってきておる

のだ。そういう工合に思う。むしろイギリスの国会で問題になつた場合においてロイド外相が、核兵器は確かに積んでペトロールしておる。しかし落ちても危険はないのだ。こういうことを言つたのですが、この方が率直でむしろ国民を安心させるのではないか、水爆を持つておったからといって、それが落ちても爆発するとは限らないわけなんです、そんなばかなことはだれもやらないだろう、だから最初から心配ないのだ。そういうようなものは、日本の中に基地がある限りにおいて、また戦略空軍が日本の基地を中継所として飛ぶ限りにおいて、あるいは第七艦隊が大体横須賀その他に入る限りにおいて、そういうものを持ち込むことができることがあるのだ、こういうのがもう現在の常識として当然ではないだらうか、こういう工合にわれわれは思ひます。そういう軍事的な常識をみんな国民も知り、あるいは感じておる。こういうときにおいて、今のようなお話だけでは、全面的に安心をするということには参らないのではないが、部隊としては入らないとしても、そういう工合に入つてくるといふこと、これをむしろはつきり認められていかれることが理由にかなうのはないか、こう私は思うわけなんですが、やはりそういうことはないのだというような工合にいうならば、なお念のために一つ御答弁が願いたい、こう思うのであります。

三日前の新聞だかにも、米軍巡洋艦に麻薬が積み込まれてきておる、それをOSIとかいう機関が摘発した。この摘発したのは、日本の警察が麻薬の日本に流れ込むルートを追及して、その張本人をつかまえた、そのことから、米軍の手によって日本の国に香港その他から持ち込まれるのだというような工合になつて、初めて向うの機関というものが動いてやつた、こういうことになつて、米空軍の将校もそうだといふことが新聞にも出ておりますが、一体ああいうような状態に麻薬なんかが積み込まれて參りましたにしても、われわれの方としてはこれを調査する権限というのは全然ないわけなんですね。ですから、今のような、總理の事実としてないというだけの御答弁をいただいて、われわれはそれでもって十分に安心するわけに参らないわけあります。しかしこのことを幾ら言つてもそれ以上に進まないとするならば、私は話をちょっと変えまして、その麻薬を持ち込んだ米軍の將校というものは、これは米軍の公務中ではありますようけれども、ああいう犯罪を日本国内で犯した場合において、その犯人なる者について、公務中とはいひながら、公務上の問題ではないという相馬ヶ原のあの問題と同じような立場を日本政府がとつて、強く米軍に対してもこれをおさへるために、どういう方法をとらうとなさつていらっしゃるか、これを一つ示し願いたいわけなんです。

○岸國務大臣 いろんな犯罪に関する問題は、これは法務省において研究すべき問題であるし、当然考えていかなければならぬ問題であると思います。具体的な今の事例につきましては、私は、法務省でどういうふうな見解で研究しているか、まだその報告を聞いておりませんから申し上げかねますけれども、犯罪の問題については、当然犯罪捜査なりその他の問題として考えるべきである、こう思います。

○西村(力)委員 次に先ほど辻委員の質問に答えて、放射能障害を阻止する措置を技術研究所ですか、あそこで研究させる、そういうことは確かに必要だ、こういうことを御答弁になりましたが、あの御答弁はまことにけつこうなような答弁に受け取れるのですが、実に私はそれに危険を感じます。それはどういふことかといいますと、現在その実験や何かによつて起きる放射能に対する害から人類を守るということは、国を問はずどこでもやつていかなければならぬ問題であるだろうと思うわけです。この研究を防衛庁の關係機関においてやるということは、結局原子弹戦争というものが日本の国内において行われる、こういふなことを前提として、それに対する防護措置を講ずることを検討することになるのだろうと思うのです。岸総理は、日本においてそのような防護措置を行わなければならぬような戦争が、事実あることを想定せられておるかどうか、想定せられるならば——もちろん力すると仰せられるでしようけれども、一体そういう防護措置を研究する限りにおいては、そのことが日本の現

実として、日本のわれわれの国土において行われるのだから、それから国民を守るのだ、このような考え方にしておることは間違いないように受け取れるわけなんです。一体、その研究以降で研究しているか、まだその報告を聞いておりませんから申し上げかねますけれども、犯罪の問題については、当

前の問題に私たち全労を集注せらるべきであつて、そんな研究を自衛隊の機関においてさせることは恐しい限りではないかと思う。

○岸國務大臣 もちろん西村委員の言は、やはりそういう兵器が存在しておられます以上は、それに対するいろいろな科学的研究をして、方法をどうするという研究をすることも、われわれはやりますが、それに対するいろいろな自衛力を増強していく上からいつて、当然研究していかなければならぬ問題であると思います。

○西村(力)委員 自衛の上からそういうことを研究しなければならぬと申されますが、日本の狭い国土において原子弹戦争を行われた場合のその惨禍といふものは、そのような措置によつて防護されるべきものと国民はだれ一人として考えていないのじやなかろうか。ほ

ういう工合に私は考える。岸総理の御答弁は、論理的にはまことに正しいようではあるけれども、しかしそこに全力を向けることが当然ではないか、

そういう工合に私は考える。岸総理の御答弁は、論理的にはまことに正しいようではあるけれども、しかしそこに大きなおそれらしいものが予想されると対して私は見解をお聞きしたい、

○岸國務大臣 諸君の通り私も西村委員のお考えのように、そういうことのないようになりますことに全力をあげて努力をすべきことは、これは言うを待ちます。しかしけれわれがあらゆる場合において国民の安全を保障し、そう

いうところにいかなければ、日本国内における米軍のその配備や何かについて、当然研究していかなければなりません。しかしあれわれがあらゆる場合において国民の安全を保障し、そう

いうところにいかなければなりません。しかしあれわれがあらゆる場合において、この核爆弾が、弾道弾が日本において炸裂するということを予想して、そういうことをあり得る

○岸國務大臣 先ほどもお答え申し上げましたように、われわれは日本の國情、國力に応じて自衛力を強化し、こ

用いる戦争が、日本の國において発生するという予想を立てること自体が、日本の國全体を核戦争の渦中に巻き込むということになる、私はそういう工合に思うのです。一体そぞらく、そのような何かわざかばかりのことに実に核兵器を持つている國がきまつてゐるときにおいて、そんな戦争といふものを考へることが可能かどうか、それが何を立てるため、そんな戦争といふを立てるため、そんな戦争といふとしてはどういう形になるのですか。

○西村(力)委員 私は、そういう研究の発達に伴うところの防護なり防衛の研究をするというのは、私は当然の義務である、かように考えます。

○西村(力)委員 私は、そういう研究の発達に伴うところの防護なり防衛の研究をするというのは、私は当然の義務である、かように考えます。

○岸國務大臣 諸君の通り私も西村委員のお考えのように、そういうことのないようになりますことに全力をあげて努力をすべきことは、これは言うを待ちます。しかしあれわれがあらゆる場合において国民の安全を保障し、そう

いうところにいかなければなりません。しかしあれわれがあらゆる場合において、この核爆弾が、弾道弾が日本において炸裂するということを予想して、そういうことをあり得る

○岸國務大臣 先ほどもお答え申し上げましたように、われわれは日本の國情、國力に応じて自衛力を強化し、こ

れによつてアメリカ軍の撤退をはかつていく。そうして、たといこれは日本の安全保障のためとはいゝ、外國軍隊が駐在しており、基地を持つておるということは、国民の感情から申しましても、また実際のいろいろな問題から申しましても、日米の友好関係の点からいっても、私はそういうことは望ましくない事態であると思う。従つてわれわれの自衛力の増強するにつれて、これの撤退を期していく、また同時に基地等の返還についても当然これを要求し、返してもらうというようにいかなければならぬと思います。その前提是、言うまでもなく自衛力を漸増することによつて、日本の安全保障について國民が安心するという事態を作り上げることを前提とすることは言うを得ないことがあります。

なお基地の利用について、アメリカ側においてほとんど利用しないものを云々というお話をございましたが、そ

の実情等は私つまびらかにいたしませんけれども、もちろん共同使用とい

う建設前が一部行われておる事実は私承知しております。アメリカ側において利

用する意図のない、またもはや利用す

る価値のない基地につきまして、なるべく早くこれを日本側に返還するよう

に交渉することは当然であると思いま

す。

○西村(力)委員

なおこの点については、担当の津島大臣に確かめておきたいたいと思うのです。名ばかりの米軍がおつて、そうして共同使用の名でもつてやつておるようなところは、一日も早く先方に完全返還を要求する。これがたくさんあることは担当の大臣として当然御承知だと思うのです。それを

申しましても、日米の友好関係の点からいっても、私はそういうことは望ましくない事態であると思う。従つてわれわれの自衛力の増強するにつれて、これが自衛力の増強するにつれて、方向をとりたいであります。とりたいであります。

こうしてアメリカが使用するといふことを、この日本の国にいつまでも置くことはけしからぬと思うので、担当大臣として、今岸總理大臣から大綱の御

説明があつたような方向で、直ちに具体的にとられるというお考えを一つ示してもらいたい。

○津島國務大臣

米駐留軍の基地につけましては、撤退開始以来相当の返還

を見ております。まだあまり使用して

ないような基地であつて返還を見つ

めます。具体的の問題になりますと、先

方といたしましては、全然これを使

用しないというわけにいかぬという事態

もあります。具体的の問題になりますと、先

方においては、一部の返還でもいい

からというような交渉を進めておるわ

けでございまして、あるいは外部から

見たらあまり人がいないから、全然要

らぬだろうというような御想像のつくところもないとは申し上げません。しかしわれわれの交渉の階梯においては、そういったような先方の事情もあります。今日に至つておるものがあるわけであります。しかし御説のように、全然これを使うというようなことのないような、そういう基地について

は返還を促進するということは当然のことだらうと思っております。

○西村(力)委員 それでは具体的な今

の長官のお話のことについては、後日

詳しく述べていただきたいと思

います。

きょうはこれで終ります。

○福永委員長 次会は公報をもつてお

知せいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時四十九分散会